

金属産業取引適正化ガイドライン

(金属産業における下請適正取引等のためのガイドライン)

平成29年 2月 策定
令和 6年 5月 改訂
経 済 産 業 省

<目 次>

I. はじめに	3
II. 下請法の適用範囲	5
1. 資本金による基準	
2. 取引内容による基準	
3. 対象取引に関する留意事項	
4. 下請法及び独占禁止法上の留意事項	
5. 不正競争防止法への対応	
6. 円滑な消費税の転嫁	
7. 下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用）、消費税転嫁対策特別措置法の優先関係	
（参考）鉄鋼業界、電線業界、アルミ業界の商流形態	
III. 親事業者の義務.....	25
1. 書面の交付義務（第3条）	
2. 支払期日を定める義務（第2条の2）	
3. 書類の作成・保存義務（第5条）	
4. 遅延利息の支払義務（第4条の2）	
IV. 親事業者の禁止事項.....	31
1. 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）	
2. 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）	
3. 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）	
4. 返品禁止（第4条第1項第4号）	
5. 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）	
6. 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）	
7. 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）	
8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）	
9. 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）	
10. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）	
11. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）	

V. 下請法違反時の勧告・罰則等	54
1. 違反の場合の行政指導（勧告等）	
2. 違反の場合の罰則	
VI. 下請代金の支払手段.....	55
VII. 望ましい取引慣行	57
1. 取引先の生産性向上等への協力	
2. 鉄鋼業界における取組（ベストプラクティス事例）	
3. 荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進	
4. その他下請中小企業の振興のため必要な事項	
VIII. 型取引の適正化.....	65
IX. 下請法等に関わる鉄鋼業における改善事例集	66
X. ガイドラインの周知.....	70
<参考 1> 「金属産業取引適正化ガイドライン」策定経緯	71
<参考 2> 「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」策定・改訂経緯	73

I. はじめに

鉄鋼業を始めとする金属産業においては、製造プロセスにおける外注作業、各種資材品供給、委託加工等において、多くの下請取引先の協力を必要としている。

下請取引先の担う業務は、製品の品質・コスト競争力に直結するものも多く、下請取引先の競争力強化は、金属業界の発展にとっても極めて重要な課題である。

本ガイドラインは、こうした基本認識のもと、下請取引先との取引適正化の推進と、それによる下請取引先の体質強化を通じた金属業界の発展を目的として作成するものである。

本ガイドラインでは、主に、「下請代金支払遅延等防止法」（以下「下請法」という）を対象に、その遵守に向け、下請法運用基準における違反行為事例の中から、特に金属業界に関係があると考えられる事例を中心に紹介するとともに、金属業界における具体的取り扱いやベストプラクティス等について、各社の事例を可能な限り踏まえて整理した。

なお、本ガイドラインで取り上げる問題事例はあくまでも例示であり、これらの事例が違法であるかどうかは、実際の取引に即した十分な情報をもとにさらに精査する必要がある。

下請法遵守のためには、契約部門のみならず、下請取引に関わるあらゆる部門の関係者が、同法の趣旨・内容を正しく理解することが極めて肝要であり、本ガイドラインがそのための一助になることを期待したい。

上記の通り、本ガイドラインは、下請法を主な対象としているが、必ずしもそれに閉じること無く、広くサプライチェーンの取引適正化を進める上での留意が必要な他法令・通達や、望ましい取引慣行についても扱っている。

以下の「下請法制定の趣旨」にあるように、同法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものである。下請法適用会社以外の取引先との取引において、下請法上の禁止事項は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要がある、独占禁止法上の問題点であっても、特に取引適正化の観点から留意すべき点について記載した。

【参考：下請法制定の趣旨】

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法における「優越的地位の濫用行為」に該当し、同法第19条の規定に違反するおそれがあるが、同法による規制は、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものか否か」、「不当に不利益なものかどうか」を個別に認定する必要がある、判断に相当の時間を要する他、親事業者と下請事業者との継続的取引関係を悪化させる要因になりかねない。

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を目的に、昭和31年に独占禁止法の補完法として制定。

（独占禁止法の違反事件処理手続きとは別の簡易な手続きを設定）

なお、本ガイドラインは、金属製造事業を直接行っている企業向けに作成したものであ

るが、当該事業者のグループ会社が担うと想定される事業についても留意点を記載している。また、随時内容の充実を図っており、以下の改訂が行われている。

時期	改訂理由・内容
平成 29 年 2 月	策定
平成 31 年 4 月	「働き方改革」の実現を阻害するような取引慣行の改善等の内容を盛り込む改訂
令和 3 年 8 月	「未来志向型の取引慣行に向けて」及びガイドラインの遵守状況のフォローアップを踏まえた改訂
令和 3 年 9 月	「成長戦略実行計画」の内容を盛り込む改訂
令和 4 年 8 月	「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び下請 G メンの生声に基づく問題事例の内容を盛り込む改訂
令和 5 年 7 月	「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」改定等の内容を盛り込む改訂
令和 6 年 6 月(予定)	「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の策定に伴う改訂

Ⅱ. 下請法の適用範囲

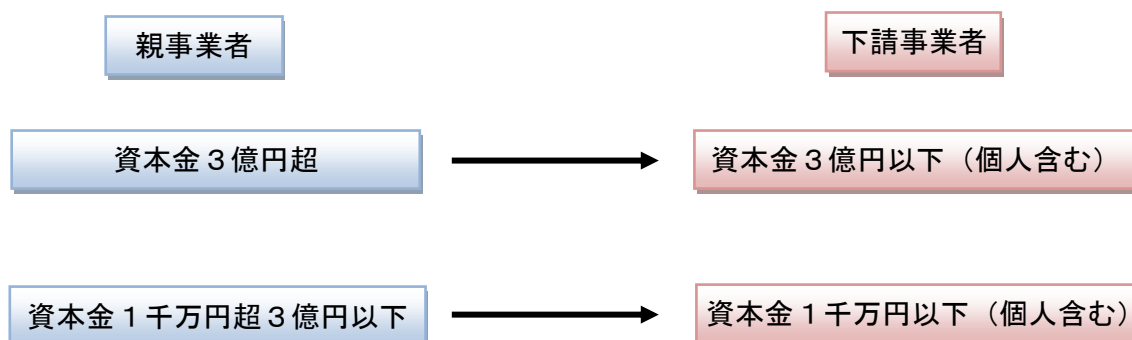
下請法適用対象となる取引は、「資本金（又は出資総額）による基準」及び「取引内容による基準」のいずれも満たす取引である。

下請法適用対象取引を正確に特定することが下請法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

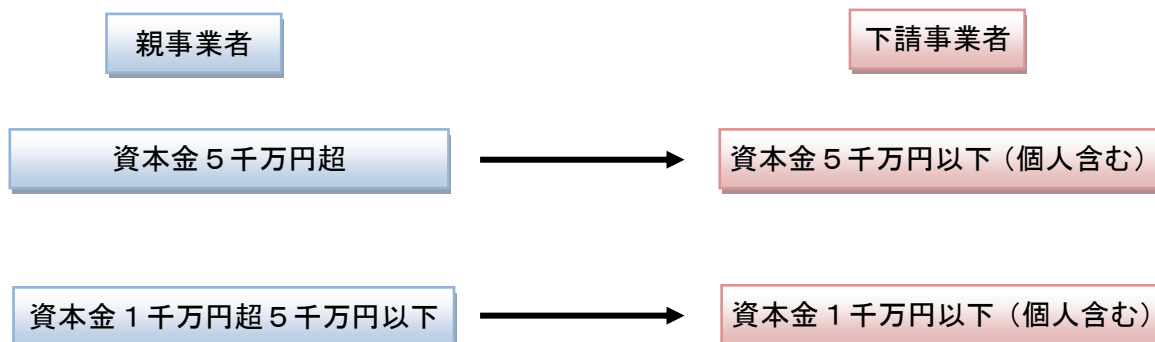
1. 資本金による基準

親事業者（発注者）、下請事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金の基準が定められており、該当する親事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的には、以下に該当するか否かにより判断することになる。

- ①物品の製造委託・修理委託、プログラムの作成委託及び、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に係る役務提供委託の場合



- ②情報成果物作成委託（プログラム作成を除く）・役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く）の場合



2. 取引内容による基準

製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託の4つの取引が対象となる。

(1) 製造委託

製造委託とは、事業者が他の事業者、

- ①業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）
- ②業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料
- ③事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合に、その物品（その半製品、部品、付属品、原材料及びこれらの製造に用いる金型を含む。）の製造を委託することをいう。

具体的には、規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランド等を指定して製造を依頼することである。

市販品で一般に販売されている物品を購入する場合には、製造委託にはならないが、その一部でも自家用に変えさせる場合は製造委託となる。

<用語解説>

- ・製造：原材料たる物品に一定の工作を加えて新たな物品を作り出すこと。
- ・加工：原材料たる物品に一定の工作を加えることによって、一定の価値を付加すること。
- ・物品：動産をいい、建屋等の不動産は含まれない。
※民法上不動産とは、土地及びその定着物をいう。
※例えば鉄鋼業の場合、製鉄設備（高炉、転炉、圧延設備等）は土地の定着物として不動産であり、物品に該当しないが、製鉄設備に組み込まれた個々に着脱可能な機械装置（高炉の羽口、冷却盤等）は物品に該当する。
- ・部品：目的物たる物品にそのままの状態に取り付けられ、物品の一部を構成することとなる製造物。
- ・付属品：目的物たる物品にそのまま取り付けられたり目的物たる物品に付属されることによってその効用を増加させる製造物（銘板、ラベル、品質保証書、保護カバー、梱包資材等）。
- ・業として：事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。
- ・自家製造：あくまで事業者本体が製造する場合であって、100%子会社が製造する場合、自家製造には該当しない。また、自家製造か否かは、事業所単位（工場や製鉄所単位）ではなく、事業者全体（全社）で判断する。

製造委託には次の4つの類型がある。

- ①類型Ⅰ：物品の販売を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者
に委託する場合

製品、中間製品、特注材料等の製造・加工外注、製造工程中の検査・運搬等の作業
外注等がこれに該当する。また、販売する物品の部品等の製造に必要な金型の外注、
販売する物品の付属品（取扱説明書・保証書、容器、包装材料、ラベル等）の製造を
委託する場合もこれに該当する。

【対象取引例】

- ・原料の製造・加工委託：鉄鋼業の場合、焼結鉱、ペレット、型銑、粒銑、スク
ラップ破碎切断作業等がある。
- ・外注作業：梱包作業、精整作業、構内輸送等がある。なお、製品、半製品、原
材料の製造・加工に直接的に関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄
物処理作業等の付帯作業は製造委託に該当しない。（※派遣契約により、派遣
者を事業主の指揮命令下で作業遂行する場合は対象外となる。）
- ・物品の委託加工：鉄鋼業の場合、シャーリング、スリット、熱処理等がある。
- ・梱包資材：木箱、金物、ラベル、フープ、梱包紙等の資材購買も該当（市販品
の購入は除く）するが、作業外注業者がこれらの資材を直接調達する場合は対
象外となる（この場合には当該作業外注業者が親事業者になる可能性がある）。
- ・販売する物品の付属品：鉄鋼業の場合、鋼管継手・カップリング・プロテクタ
ー等の資材購買（市販品の購入は除く）
- ・化成品の製造・加工委託：硫安破碎、硫安ポリ袋詰等
- ・スラグ製品の製造・加工委託：粗骨材の製造、スラグの除冷・急冷・破碎等
- ・販売用物品の購入（販売物品の製造委託に該当）（市販品の購入は除く）

＜改善事例＞

- ・試験片の検査・分析については、オフライン作業であり、製造工程の一部で
はないとの認識から、下請法対象取引から除外した。



対応：オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造
委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

- ②類型Ⅱ：物品の製造を業として請け負っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

受託加工を請け負った場合が該当する。受託加工（例えば鉄鋼業の圧延受託等）に必要な外注作業、部品、付属品等の製造委託で、一般的には、親事業者の製造ラインをそのまま活用する場合が多いことから、類型Ⅰの作業内容と実質的には同じとなることが多い。

- ③類型Ⅲ：物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社で修理している機械の修理に必要な特殊部品の製造又は加工を他の事業者に委託する場合が該当する。

【対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理に必要な部品又は原材料の購入（市販品の購入は除く）がこれに当たり、具体的には、耐火物、作業材料、消耗材料、消耗工器具（例：ベアリング、ベルト、ロープ、パッキン、セメント、鋸刃、ダイス、電気器具、小型機械、刃先）が挙げられる。

- ④類型Ⅳ：自ら使用又は消費する物品の製造を業として行っている事業者が、その物品の製造を他の事業者に委託する場合

例えば、自社の工場で使用する工具又は設備・機械類を自家製造している場合、そのもの又は一部の製造を他の事業者に委託する場合である。

【対象取引例】

エンジニアリング部門が自家製造の対象としている物品（鑄型・圧延用ロール・機械部品等）の外部からの調達や自家製造している副原料（生石灰、消石灰等）等の調達が該当する（市販品の購入は除く）。

（２）修理委託

修理委託とは、物品の修理を業として請け負う事業者が、その修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する物品を自家修理している場合に、その修理の行為の一部を他の事業者に依頼することである。

修理委託には次の２つの類型がある。

- ①類型Ⅰ：物品の修理を業として請け負っている事業者が、その修理行為の全部又は一部を他の事業者へ委託する場合

【対象取引例】

鉄鋼業の場合、修理を事業として請け負っている事業者は僅少であるため、対象となるケースは少ないと考えられるが、その他の業種については、それぞれの実態をよく見て判断する必要がある。

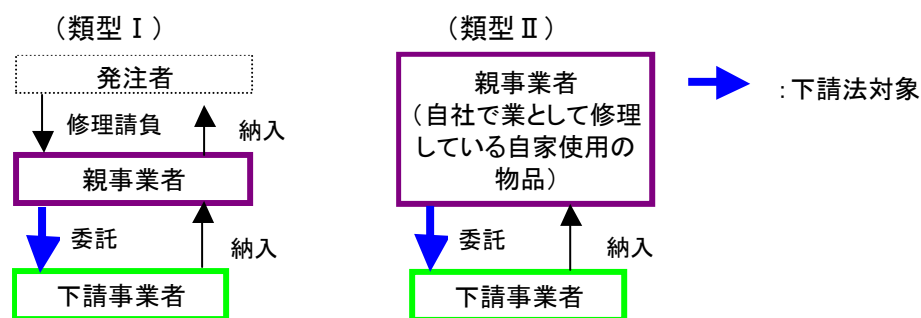
なお、グループ会社で修理作業を事業としている場合は、当該会社と下請事業者との取引は、下請法対象取引となる可能性があり、留意が必要である。

- ②類型Ⅱ：自ら使用する物品の修理を業として行っている事業者が、その物品の修理行為の一部を他の事業者へ委託する場合

例えば、自社の工場で使用している機械類や、設備機械に付属する配線・配管等の修理を社内でも行っている場合で、その修理の一部を他の事業者へ委託する場合が該当する。

【対象取引例】

整備部門が自家修理の対象としている設備の修理委託（整備外注）やエンジニアリング部門が自家修理の対象としている物品（鋳型・圧延用ロール・機械部品等）の修理委託が該当する。



(3) 情報成果物作成委託

情報成果物作成委託とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することである。

<用語解説>

情報成果物とは、以下をいう。

- (a) プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの）
→TVゲームソフト、顧客管理システム 等
- (b) 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
→TV番組、映画、アニメーション 等
- (c) 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
→設計図、商品・容器のデザイン 等

情報成果物作成委託には次の3つの類型がある。

- ①類型Ⅰ：情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

エンジニアリング部門が工作機械等を受注し、その販売物である工作機械等に内蔵するプログラムの開発をソフトウェア会社に委託する場合が該当する。

- ②類型Ⅱ：情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物を作成する行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

技術部門等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その調査等の全部又は一部を他の事業者に委託する場合が該当する。

<改善事例>

- ・スチールハウス構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を下請事業者に委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。



対応：情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。

- ③類型Ⅲ：自ら使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

【対象取引例】

設備部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合におけるその設計図面の作成について、他の事業者へ委託する場合、システム部門でソフトウェアを作成し自社で使用している場合におけるそのソフトウェアの製作について他の事業者へ委託する場合、これらが該当する。

(4) 役務提供委託

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託することである。

ただし、建設業（建設業法第2条第2項に規定する建設業）を営む者が、業として請け負った建設工事の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせる場合は下請法の対象とはならない。これは、**建設工事の下請負については、建設業法において下請法と類似の規定が置かれており、下請事業者の保護が別途図られているためである。**

「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。自ら利用する役務について他の事業者へ委託することは、下請法上の「役務提供委託」には該当しない。

【対象取引例】

製品を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。（ただし、**製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当する。**「3. 対象取引に関する留意事項（5）輸送作業」参照）

3. 対象取引に関する留意事項

(1) 建設工事

建設工事に係る下請取引には下請法は適用されないが、例えば、建設業者が業として販売する建設資材の製造を他の事業者へ委託することは製造委託に該当し、また、業として提供する建築物の設計や内装設計を他の事業者へ委託することは情報成果物作成委託に該当する。

【留意点】

鉄鋼業においては、設備投資に伴い建設工事を他社に委託する例は多いが、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事を他の建設業を営む者に委託することは下請法の対象外である。ただし、グループ会社において当該業法適用対象となる場合は、慎重に対応すること。

(2) 商社を介在した取引

①商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当しない場合

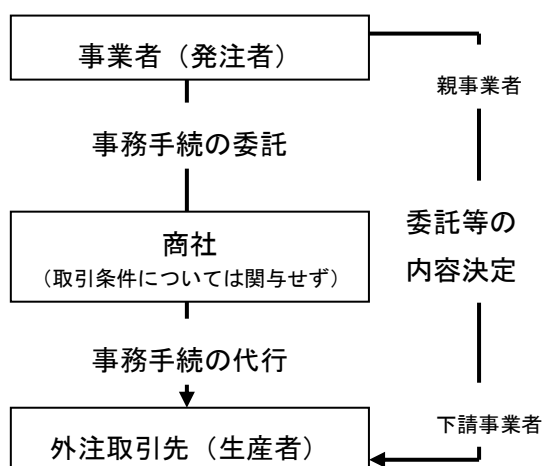
商社が下請法の資本金区分を満たす発注者と外注取引先の間に入って取引を行うが、製造委託等の内容（製品仕様、下請事業者の選定、下請代金の額の決定等）に全く関与せず、事務手続の代行（注文書の取次、下請代金の請求、支払等）を行っているに過ぎないような場合、その商社は下請法上の親事業者又は下請事業者とはならず、発注者が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。

②商社が下請法上の親事業者又は下請事業者に該当する場合

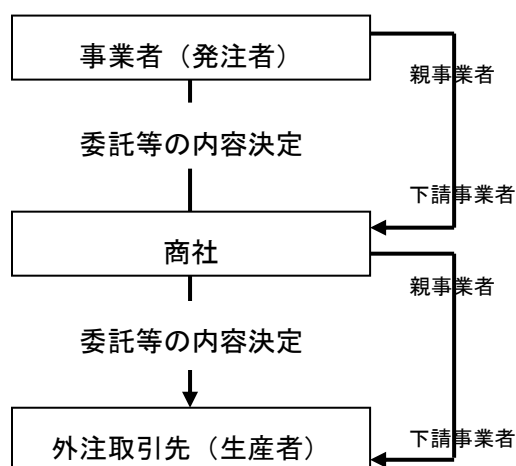
商社が製造委託等の内容に関与している場合には、発注者が商社に対して製造委託等をしていることとなり、発注者と商社の間で本法の資本区分を満たす場合には、商社が下請事業者となる。

また商社と、外注取引先の間で下請法の資本区分を満たす場合には、当該取引において、商社が親事業者となり、外注取引先が下請事業者となる。

①商社が親事業者にも下請事業者にも該当しない場合



②商社が親事業者又は下請事業者に該当する場合



【留意点】

①のケースにおいては、発注者が親事業者に該当し、親事業者は、商社と外注取引先との間の取引内容を確認し、下請法上の問題が生じないように商社を指導する必要がある。

②の場合、発注者が親事業者、商社が下請事業者になることに加え、商社と外注取引先との取引についても、資本金区分を満たす場合は、商社が親事業者、外注取引先が下請事業者となる。

(3) トンネル会社の規制（第2条第9項）

事業者が直接下請事業者に委託をすれば本法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5,000万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、下請法の規制を免れるというような脱法的行為を封ずるため、以下に掲げる2つの要件を共に充足するときは、その子会社が親事業者とみなされ、下請法が適用される。

①親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合

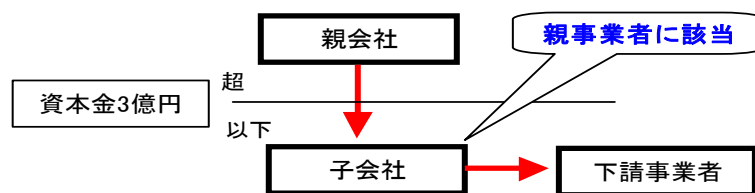
（具体例：親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合、役員の任免が実質的に親会社に支配されている場合）

②親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する場合

（具体例：親会社から受けた委託の額又は量の50%以上を再委託している場合）

【留意点】

購買機能の一部を切り出している場合、上記の基準に該当することがあり、留意が必要である。（特に鉄鋼業。）



(4) 子会社との取引

親子会社間の取引であっても下請法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有する等実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない。

(5) 輸送作業

顧客渡しの条件で販売した鋼材を販売先に運送する作業を運送事業者に委託する場合は、役務提供委託には該当しない。製鉄所構内での棟間輸送等の輸送作業は、製造委託に該当する。

【留意点】

グループ会社の輸送会社が、請け負った輸送作業を他の輸送業者に委託する場合は、役務提供委託に該当するため留意が必要である。

(6) 市販品

いわゆる規格品・標準品を購入することは、原則として製造委託の対象とはならないが、その一部でも自社向けの加工等を施す場合には製造委託に該当する。

【留意点】

鉄鋼業においては、資材品の多くは原単位向上等を目的に品質改善を進めており、市販品に該当するケースは比較的少なく、また、親事業者からの発注を受けて生産しているケースも多い。その他の業種においても、それぞれの実態をよく見て判断する必要がある。

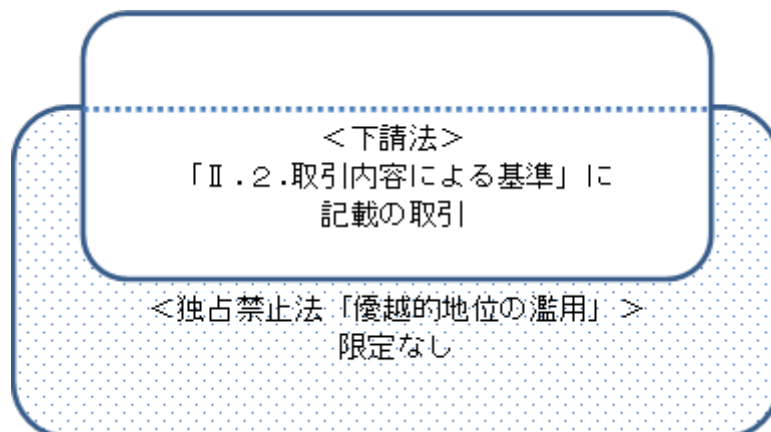
4. 下請法及び独占禁止法上の留意事項

～優越的地位にある事業者であれば下請法対象でなくとも要注意～

下請法は、対象となる親事業者に対して、発注書面の交付等の4つの義務及び買いたたきの禁止等の11の禁止行為を規定しており、これらの義務や禁止行為に反する行為は原則として下請法違反となる。

下請法が取引の内容及び資本金により区分される親事業者・下請事業者間の取引にのみ適用されるのに対し、独占禁止法は、取引の種類や事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることを禁じている。つまり、「Ⅰ.はじめに」で述べたとおり、下請法は、独占禁止法の「優越的地位の濫用」にあたる行為をより効果的に規制する必要があることから立法化された、独占禁止法の補完法であるため、下請法の適用対象とならない取引を行う場合であっても、取引上優越した地位にある事業者が取引の相手方に不当に不利益を与えるときには、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じることがある。

【独占禁止法の「優越的地位の濫用」と下請法の対象となる取引】



「優越的地位の濫用」とは、(ア)『優越的地位』(＝自己の取引上の地位が相手方に優越していること)を利用して、その地位を(イ)『濫用』(＝正常な商慣行に照らして不当な行為)することをいう。そのため、どのような者が「優越的地位」に該当し、どのような行為が「濫用行為」に該当するのか否かが問題となる。

(どのような者が「優越的地位」に該当するか)

まず、「取引上優越した地位にある場合」(＝優越的地位)とは、取引の相手方にとって、当該事業者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合であるとされている。

また、その判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他当該取引先と取引することの必要性を示す具体的事実が総合的に考慮されることとされている。

(どのような行為が「濫用行為」に該当するか)

次に、「濫用行為」(＝正常な商慣行に照らして不当な行為)に関しては、下請法が「買いたたきの禁止」等の11種類の具体的な行為を「禁止行為」として規定している点が参考になる。

優越的地位にある事業者が下請法で禁止されている行為を行った場合には、それが下請法の適用対象とならない場合であっても、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上の問題を生じやすい。

優越的地位にある事業者は、取引の相手方が中小企業であれ、大企業であれ、下請法又は独占禁止法上の問題が生じないよう特に注意が必要である。

なお、独占禁止法の一部を改正する法律(平成21年法律第51号)により、優越的地位の濫用の規定の一部は、独占禁止法第2条第9項第5号として法定化され、一定の条件を満たす場合には、課徴金納付命令の対象となった。同規定に該当する優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方は、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年11月30日公正取引委員会)において明らかにされている。

5. 不正競争防止法への対応

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為については、刑事罰の対象にもしている。

平成21年の不正競争防止法の改正(平成22年7月1日施行)において、営業秘密の管理に係る任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為や、消すべきものを消去したように仮装する行為等が新たに刑事罰の対象となっている。下請事業者との取引に際しては、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する等、下請

事業者に損失を与えることがないよう、十分な配慮を行うことが望まれる。

なお、経済産業省においては、事業者等が保有する技術・ノウハウ等の重要な情報が、「営業秘密」として不正競争防止法により保護されるために求められる秘密管理の水準・具体的な秘密管理方法や、平成21年法改正後に新たに処罰対象となる行為、ならない行為等について記載した「営業秘密管理指針（改訂版）」を公表しており、事業者等においては、同指針等を参考にして、自社が保有する技術・ノウハウ等を適切に管理するとともに、他社の営業秘密を不正に侵害したりすることがないよう、積極的・具体的な措置を講じることが望まれる。

(URL : <http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html>)

6. 円滑な消費税の転嫁

消費税率引上げ分の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、平成29年3月31日までの時限立法として、平成25年10月1日から消費税転嫁対策特別措置法が施行され、特定事業者の消費税の転嫁拒否等が禁止されている。（なお、その後同法は令和3年3月31日まで時限延長された。）以下に、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置に係わる留意事項について整理を行った。

（１）消費税転嫁対策特別措置法で禁止される行為

①規制の対象となる取引

規制の対象となる「特定事業者」と保護の対象となる「特定供給事業者」は下表のとおりで、下請法と異なり、製造委託等取引内容による限定はない。

特定事業者（買手）	特定供給事業者（売手）
A Bから継続して商品または役務の提供を受ける法人事業者 * 資本金の大きさは関係なく、中小企業も法人であれば特定事業者にあたる可能性がある。	B Aに継続して商品または役務を供給する次の事業者 ・ 個人である事業者 ・ 法人格のない社団等の事業者 ・ 資本金又は出資の総額が3億円以下の事業者
大規模小売事業者	大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者

②特定事業者が行うことを禁止される行為

次の a. から e. までの禁止行為にあたる違反行為があると認めるときは、公正取引委員会が勧告を行い、その旨を公表する。

a. 「減額」

商品または役務について、合理的な理由なく既に取り決められた対価から事後的に減じて支払うこと。

＜問題となる例＞

- ・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカー等）に対して鋼材加工に関する競争入札を行い、応札によって一度加工賃が決定しているにもかかわらず、当該加工賃を減ずる。

＜「減額」とならない「合理的な理由」がある場合の例＞

- ・ 商品に瑕疵がある場合や納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰す理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減ずる場合。

b. 「買いたたき」

商品または役務の対価について、合理的な理由なく通常支払われる対価（通常は、特定事業者と特定供給事業者との間で取引している商品または役務の消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額）よりも低く定める行為。

＜問題となる例＞

- ・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（日頃取引関係の深い協力会社等）に対して、原材料等の低減等の状況変化がないにもかかわらず、今後の取引関係の維持・継続を示唆することをもって消費税率引上げ前の単価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める。
- ・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカー等）に対して過去からの継続的取引や他の事業者に対しても同条件を提示していることを理由に、消費税率引上げ前の単価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を一方的な通知によって定める。

＜「買いたたき」とならない「合理的な理由」がある場合の例＞

- ・ 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な交渉の結果、原材料価格等の下落を対価に反映させる場合。
- ・ 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、コスト削減効果を対価に反映させる場合。
- ・ 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、すでに当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方式で対価を定めている場合。

* 「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨。

* 「合理的な理由」は上記の例に限られないが特定事業者が説明する必要がある。

c. 「商品購入、役務利用または利益提供の要請」

商品または役務について、消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せする代わりに、特定供給事業者が商品を購入させ、役務を利用させまたは経済上の利益を提供させる行為。

＜問題となる例＞

- ・ 消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せすることを受入れる代わりに、特定事業者（鉄鋼メーカー等）が鉄を作る際に出てくる特定供給事業者（加工メーカー等）にとっては不要である産業廃棄物の無償引き取りや有償購入を要請する。
- ・ 特定事業者（鉄鋼メーカー等）が特定供給事業者（加工メーカー等）に対して消費税率引上げ分の全部または一部を上乗せすることを受入れる代わりに、支払い遅延によって生じた利息・違約金等の免除を要請する。

＜「商品購入、役務利用または利益提供の要請」に該当しない例＞

- ・ 特定の仕様を指示して商品の製造を発注する際に、当該商品の内容を均質にするため、またはその改善を図る必要がある等の合理的理由から、当該商品の製造に必要な原材料を購入させる場合。

d. 「本体価格（税抜価格）での交渉拒否」

商品または役務の供給の対価に係わる交渉において、消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申し出を拒むこと。

- * 特定供給事業者が特定事業者との交渉において、本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提示する等、本体価格での価格交渉を希望する意図が認められる場合も、特定供給事業者が消費税を含まない価格を用いる旨の申し出をしていることになる。

＜問題となる例＞

- ・ 特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させる。
- ・ 特定事業者が本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせる。

＜注意事項＞

- ・ 特定事業者が本体価格での交渉を拒否し、その後の対価が消費税率引上げ前の対価に、合理的な理由がないにもかかわらず消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低くなっている事実が認められた場合には、「本体価格での交渉の拒否」に対する違反に加えて、「買ったたき」に対しても違反しているものとして措置の対象となる。

e. 「報復行為」

特定供給事業者が、禁止行為が行われていることを公正取引委員会等に対し知らせたことを理由として、特定事業者が、取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取り扱いをすること。

(2) 下請法で問題となる親事業者の行為

公正取引委員会は、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合でも、親事業者が、下請法に違反して消費税率引上げ分の負担を下請事業者に不当にしわ寄せをすることがないよう、下請法違反行為に対して迅速かつ的確に対処する必要があるとして、どのような行為が消費税率引上げに際し、下請法上問題となるのかについて、下表のとおり具体的な事例を示している。

なお、消費税転嫁対策特別措置法と下請法のいずれにも違反する行為については、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用され、特定事業者が同法第6条に基づく勧告に従った場合、当該勧告の対象となる行為に対して、下請法7条に基づく勧告は重ねて行われない。

受領拒否	・ 消費税率引上げ後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前であった納期を消費税率引上げ以後に変更すること。 ・ 親事業者が供給する商品または役務の取引先との間で消費税率引上げ後の単価交渉がまとまらないことを理由に、下請事業者に対して、納期を延期し、または発注を取り消すこと。
下請代金の支払遅延	・ 消費税率引上げ後の課税仕入分として税額控除の対象となるようにするため、消費税率引上げ前に納入されたものを消費税率引上げ以後に納入されたものとして取り扱うことにより下請代金を支払期日の経過後に支払うこと。 ・ 消費税率引上げ前に納入されたものを帳簿上返品し、消費税率引上げ以後再度納入があったものとして取り扱うことにより、下請代金を支払期日の経過後に支払うこと。
不当返品	・ 消費税率引上げ前に納入された在庫分を消費税率引上げ以後に引き取るとの約束をして返品すること。 ・ 自己の取引先との間で消費税率引上げ後の単価交渉が難航し、取引先への納入が順調でないとして返品すること。
割引困難な手形の交付	・ 下請代金の額について、消費税率引上げ分引き上げることを受入れるが、その代わりに、割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し	・ 販売時期の延期により、消費税率引上げ後の販売となったことに伴い、下請事業者が添付して納品した製品の値札を無償で差し替えさせること。 ・ 消費税率引上げ等により、製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消すこと。

（３）望ましい対応

消費税の円滑かつ適正な転嫁のためには、消費税率の引上げ分を交渉条件に含めることで転嫁を阻害することがないように、外税方式での交渉・取引の徹底を行い、交渉した結果の単価に対して法に準じた消費税額を加算して取引を行うことが望ましい。

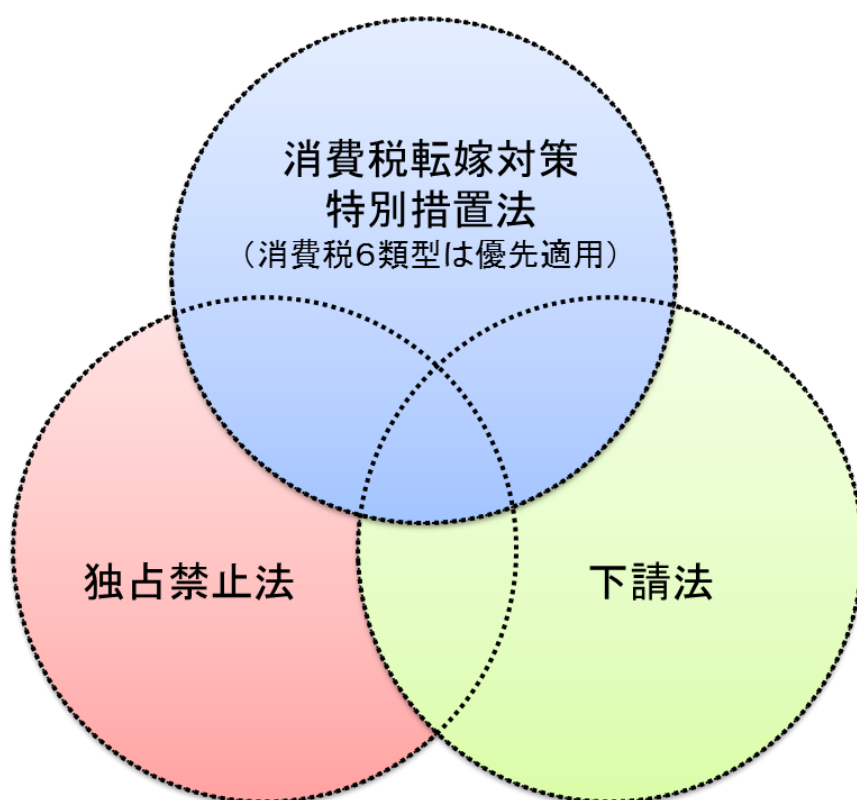
また、交渉に当たっては、合理的な理由に基づいた単価の設定や変更を行い、当事者間で認識に齟齬が生じないように、取引企業間で十分な協議を行うことが望ましい。なお、特定事業者が行うことを禁止されている「減額」及び「買ったたき」行為における「合理的な理由」の有無については、個別の事案毎に判断されることになる。

さらに、特定事業者においては、取引に関わる従業員に対して、消費税転嫁対策特別措置法の内容や適正取引のために必要な行為を周知し、企業内で法令遵守を徹底することが望ましい。

7. 下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用）、消費税転嫁対策特別措

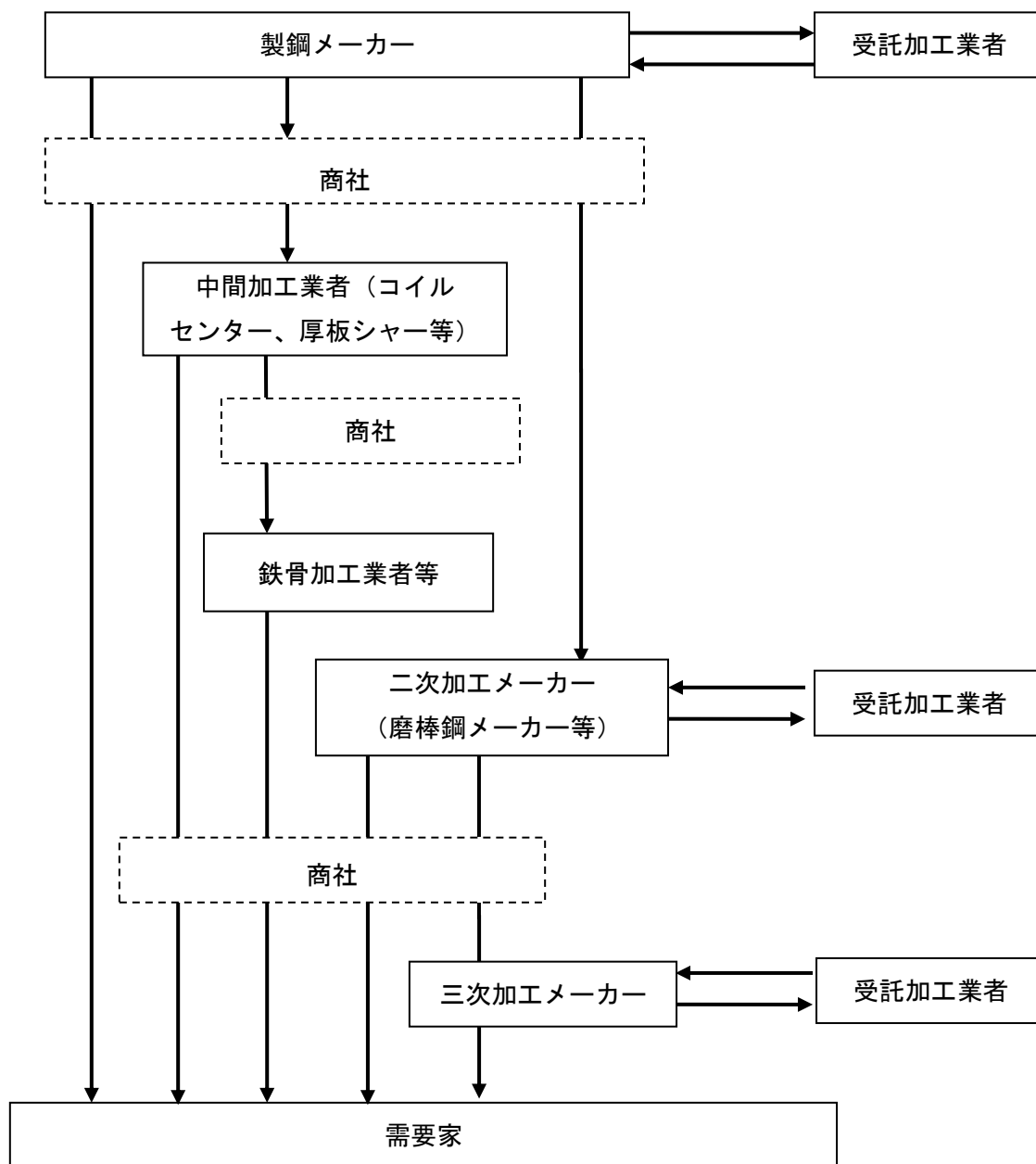
置法の優先関係

特定供給事業者から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者が下請法の親事業者である場合、消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法、下請法が適用される余地はあるが、消費税転嫁対策特別措置法6類型（①税抜き価格での交渉拒否、②買ったたき、③減額、④商品購入、⑤役務利用又は利益提供の要請、⑥報復行為）については、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。消費税転嫁対策特別措置法6類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為は、下請法と独占禁止法が適用される。ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と下請法の双方が適用可能な場合には、通常、下請法を適用することとなる。親事業者でない特定事業者の場合で、消費税転嫁対策特別措置法6類型の行為については、消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法が適用される余地があるが、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。しかし、消費税転嫁対策特別措置法6類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為については、独占禁止法が適用される。この関係を図示すると以下の通りである。



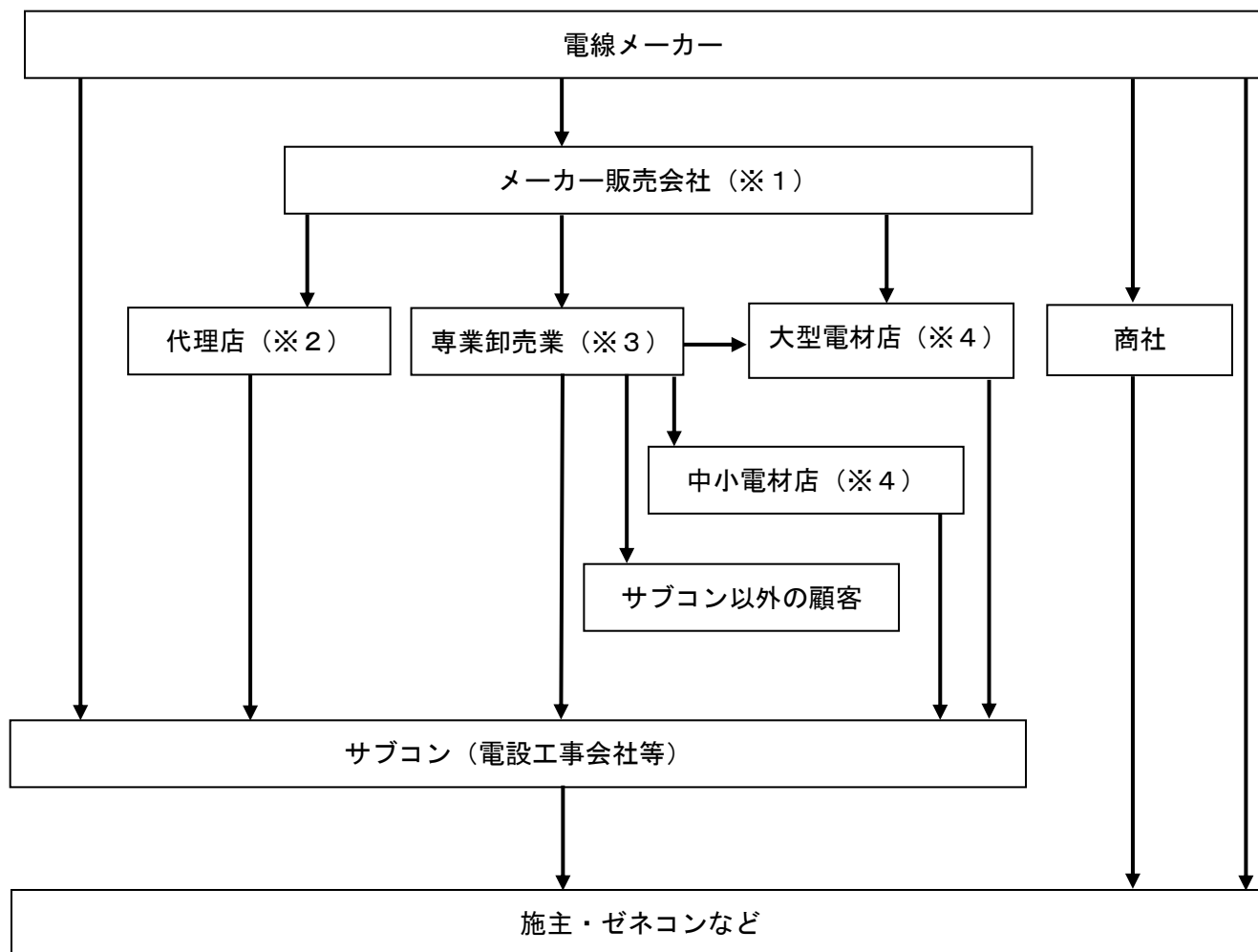
(参考) 鉄鋼業界、電線業界、アルミ業界の商流形態

○鉄鋼業界



商社（点線部分）は、介在する場合としない場合がある。

○電線業界



※1：製品ブランドの統一、グループ内外再編等事業集約化に伴い設立

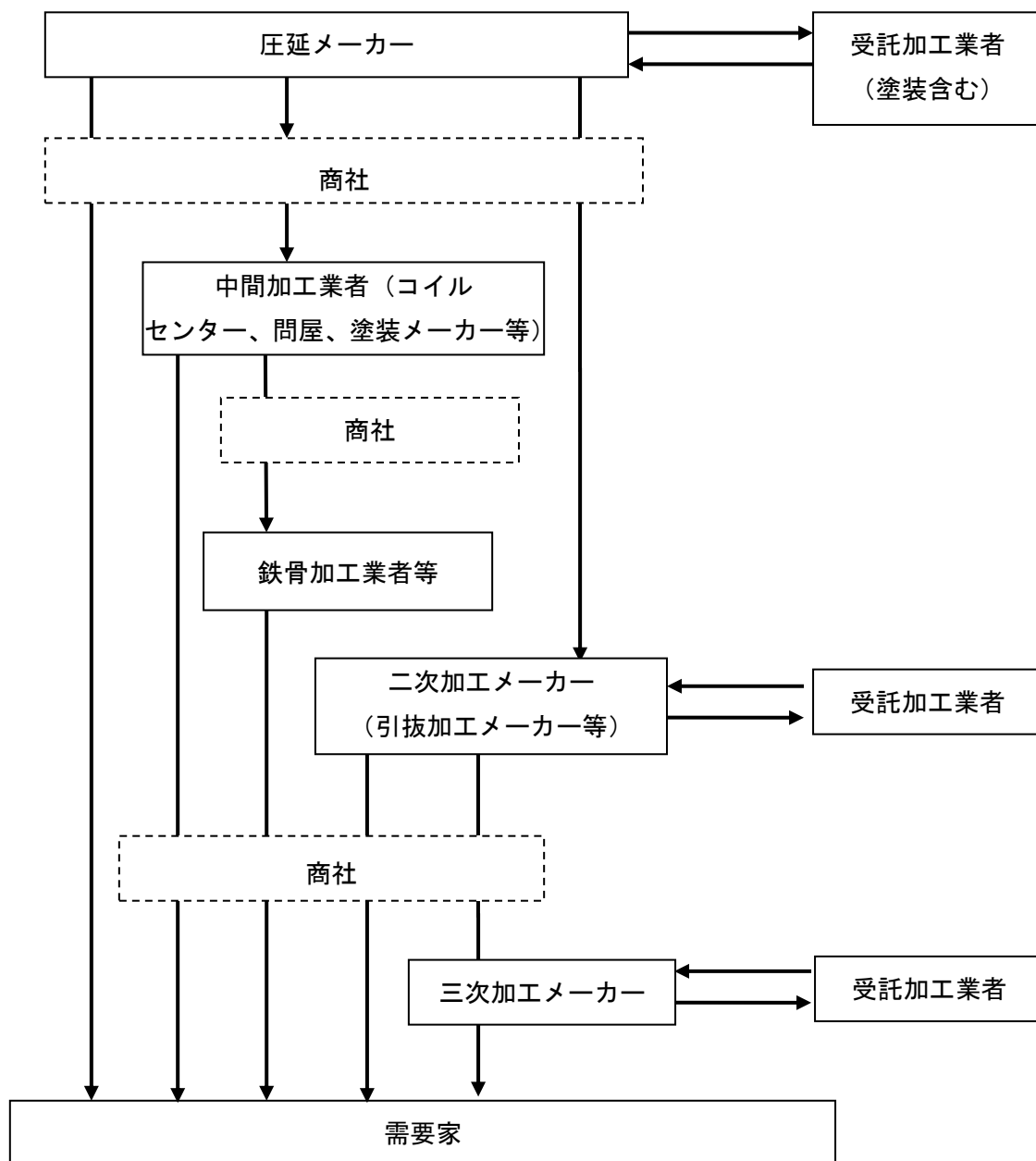
（当初は同一グループ内での設立も、現在はグループを超え設立された会社も存在）

※2：メーカー、メーカー販売会社との委託販売契約に基づいた代理店

※3：電線専門の卸問屋

※4：主に電設工事会社向けに電設資材（電線の他照明、コンセント、配電盤他）を取扱う流通業者

○アルミ業界



商社（点線部分）は、介在する場合としない場合がある。

下請法適用対象となる取引は、「資本金による基準」及び「取引内容による基準」のいずれも満たす取引である。

下請法適用対象取引を正確に特定することが下請法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

Ⅲ. 親事業者の義務

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には4つの義務が課せられている。

1. 書面の交付義務（第3条）

鉄鋼業においては、違反の類型として、3条書面の不備事例が比較的多く、注文書フォーマットの工夫や実務担当者へのルール遵守の徹底等の活動が必要である。

その他の業種においても、それぞれの実態をよく見て対応する必要がある。

親事業者は、発注に際して下記の具体的な必要記載事項を全て記載している書面（3条書面）を直ちに下請事業者に交付する義務がある。

→原則として発注後直ちに注文書を交付しなければならない。

電話で注文したような場合は、直ちに注文書を発行すること。電話にて注文を行い、品物が納品されてはじめて注文書を出すという対応を行ってはならない。

<必要記載事項>

- ①親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- ⑤下請事業者の給付を受領する場所
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑧下請代金の支払期日
- ⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）と手形の満期
- ⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
- ⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
- ⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

※発注書面での必要記載事項の省略

継続的に行われる下請取引で、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してあらかじめ書面により通知することで、個々の発注書面での当該事項の記載を省略できる。（この場合、3条書面に「下請代金の支払方法等については、現行の『支払方法等について』によるものである」こと等を付記しなければならない。）

※下請代金の金額の記載

3条書面には、下請代金の額として、正式単価を具体的な金額で記載しなければならない。具体的な金額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合であっても、算定方法を記載できる場合には、下請代金の額として算定方法を記載することが認められる。ただし、算定方法は、下請代金の具体的な金額を自動的に確定するものでなければならず、算定方法を定めた書面と3条書面が別のものである場合においては、これらの書面の関連付けを明らかにしておく必要がある。また、下請代金の具体的な金額を確定した後、速やかに下請事業者へ書面にて交付しておく必要がある。

※緊急突発時の対応

鉄鋼業においては、設備トラブル等による緊急突発的な発注が必要な場合があるが、当該ケースにおいても速やかに書面を発行する必要がある。その他の業種においても、それぞれの実態をよく見て対応する必要がある。

※違反行為事例

- ・ 緊急を要するため、親事業者が下請事業者に口頭（電話）で発注し、その後、注文書を交付しない場合。
- ・ 親事業者は下請事業者に対して、原材料A金属の加工を委託しているところ、下請代金の額は、下請事業者が原材料A金属を購入した日のA金属〇〇市場の終値に使用した数量を乗じた金額に加工賃を加えて定められることとなっており、下請事業者に委託した時点では、下請事業者が購入するA金属の終値が分からないので具体的な金額を記載することができないとして算定方法を記載することが可能であるにもかかわらず、当初書面に具体的な金額も算定方法も記載せずに交付している場合。

なお、鋼材加工業者は、

（ア）鉄骨加工業者から注文書が交付されず、依頼をしても交付を拒まれる

（イ）既に材料を購入、加工し、製品を納入した後になって、鉄骨加工業者から、
まとめて書面を交付される

場合がある。このような場合は、書面の交付義務の規定に違反するおそれがある。

※なお、契約条件の明確化と書面交付については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

第2 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項（抜粋）

6) 契約条件の明確化及び書面等の交付

親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。

第7 下請取引に係る紛争の解決の促進に関する事項（抜粋）

2) 下請取引に係る紛争の未然防止及び取引の適正化のための体制整備

親事業者は、下請事業者が取引上の問題に関し、取引への影響を考慮して申し出ることが難しいという実情を十分に踏まえ、以下のような体制の整備に努める（3）については、体制を整備する）ものとする。

（1）下請事業者が取引条件について不満、問題等を抱えていないか定期的な聞き取りを行う等、下請事業者が申出をしやすい環境を整備すること。

（2）調達担当部署と異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、下請事業者からの相談、苦情の申告等に応じること。また、当該相談窓口を設けていること等に関し、定期的の下請事業者に通知すること。

（3）調達に係る責任者から担当者に至るまで、下請取引を行う上で必要な関係法令等（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、下請法、本基準及びパートナーシップ構築宣言を行っている事業者においては自社のパートナーシップ構築宣言を含む。）に対する理解を深めるよう、社内における研修、啓発、教育等を十分に実施すること。

3) 下請事業者に対する威圧的交渉の禁止

親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議その他取引上の交渉、協議等を行うに当たっては、交渉の目的を大きく逸脱する言動、交渉の手段として不適切な言動等の相当範囲を超えた言動により、当該下請事業者の責任者又は担当者に精神的又は身体的な威圧を加えることを通じ、下請事業者の取引上の意思決定を特定方向に強制する等の不当な取扱いをしないものとする。

<改善事例>

- ・納入指示票（＝注文書）に親事業者、支払方法、消費税についての記載漏れがあった。



対応：納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。

- ・発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。



対応：発注書面に関連付けの記載を実施した。

- ・発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。



対応：下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。

- ・注文書が事前に交付されていなかった。



対応：社内で再徹底（普及啓蒙活動）を図った。

- ・有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。



対応：有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。

- ・注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。

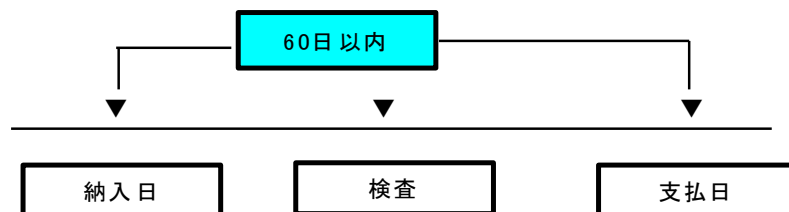


対応：算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。

2. 支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者は、下請事業者との合意の下に、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、下請代金の支払期日を、物品を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日以内でできる限り短い期間内で定める義務がある。

→支払期日を定めなかったときは、物品等を受領した日が支払期日となる。



3. 書類の作成・保存義務（第5条）

親事業者は、下請事業者に対して製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類（5条書類）を

作成後、2年間保存する義務がある。

＜必要記載事項＞

- ①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤下請事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取り扱い
- ⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及び理由
- ⑧下請代金の額（算定方法による記載も可）
- ⑨下請代金の支払期日
- ⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※電磁的記録の作成・保存について

上記内容を記載した電磁的記録を作成し保存することも可能。

※発注書の写しによる5条書類の代替

発注内容、単価、納期等が記載された3条書面の写しを5条書類の一部とすることは可能である。しかし、5条書類は取引の経緯を記載する書類なので、取引開始時に

定めた事項のみが記載されている3条書面の写しを保存するだけでは、5条規則の必要記載事項を全て満たすことはできないため問題となることから、追記が必要となる。

<改善事例>

- ・支払条件通知書（写）の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。



対応：送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写し保管するよう社内徹底を図った。

4. 遅延利息の支払義務（第4条の2）

親事業者は、下請代金をその支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者に対し、物品を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者が役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

<改善事例>

- ・契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。



対応：契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。
また、契約書の遅延利息条項を削除した。

IV. 親事業者の禁止事項

下請取引の公正化及び下請事業者の利益保護のため、親事業者には11項目の禁止事項が定められている。

1. 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）

親事業者が下請事業者に対して委託した給付の目的物について、下請事業者が納入してきた場合、親事業者は下請事業者に責任がないのに受領を拒むと下請法違反となる。

※受領

下請事業者が納入したものを検査の有無に関らず受け取るという行為で、下請事業者の納入物品等を親事業者が事実上支配下におけば受領したことになる。親事業者の検査員が下請事業者の工場へ出張して検査を行う場合、検査員が出張して検査を開始した日が受領日となる。

※受領拒否

指定した納期に下請事業者が納入する給付の目的物の受取を拒んだときは受領拒否となる。以下の行為も原則として受領拒否に含まれる。

- ①発注の取消し（契約の解除）をして、給付の目的物を受領しないこと（下請事業者が要した費用を負担せずに行う発注の取消しは「不当な給付内容の変更」にも該当する）
- ②納期を延期して、給付の目的物を受領しないこと
- ③発注後に、恣意的に検査基準を変更し、従来の検査基準で合格とされていたものを不合格とすること
- ④取引の過程において、注文内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がその内容のとおり作成したにも関わらず、注文と異なるとして受領しないこと

※「下請事業者の責に帰すべき理由」がある場合の受領拒否

- ①注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合
- ②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除かれる。）

※違反行為事例

①生産計画の変更を理由とした受領拒否

- ・親事業者は、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が既に受注部品を完成させているにもかかわらず、自社の生産計画を変更したという理由で、

下請事業者に納期の延期を通知し、当初の納期に受領しなかった。

②設計変更を理由とした受領拒否

- ・親事業者は、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が生産を開始したところ、親事業者はその後設計変更したとして当初委託した規格とは異なる規格のものを納付するよう指示した。この下請事業者が既に完成させた旨を伝え、親事業者は、当初委託した部品は不要であるとして、同社が生産した部品の受領を拒否した。

③無理に短縮した納期への遅れを理由とした受領拒否

- ・親事業者は、当初、発注日の1週間後を納期としていたが急に発注日から2日後に納入するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、従業員の都合がつかないことを理由に断ったが親事業者は下請事業者の事情を考慮しないで一方的に納期を指示した。そこで下請事業者は、従業員を残業させて間に合わせようと努めたが、期日までに納入できなかった。親事業者は、納期遅れを理由に、下請事業者が生産した部品の受領を拒否した。

④受領態勢が整わないことを理由とした受領拒否

- ・親事業者は、下請事業者に物品の修理を委託していたが、繁忙期のため自社の受領態勢が整わないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が修理した物品を受領しなかった。

⑤取引先の都合を理由とした受領拒否

- ・親事業者は、下請事業者に金属製品の製造を委託していたが、自社の取引先から納品延期を求められたことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が製造した金属製品を受領しなかった。
- ・親事業者は、下請事業者に建装材の製造を委託していたが、自社の販売先が倒産したことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者が製造した建装材を受領しなかった。

※電線取引に係る問題について

電線メーカーの代理店又は專業卸売業者は、納期が数か月先の案件の契約を締結する際、銅の先物取引を行い、その価格を基礎に諸経費や利潤を追加した価格を算定、契約金額を確定している。ところが、(ア)電線の実際の納入時にスポット価格が契約単価を下回ると、電設工事会社からは値引きを要求され、断ると引取り拒否をされ、(イ)逆にスポット価格が契約単価を上回ると、契約金額を据え置いたまま、契約数量以上の数量を納入するよう求められることがある。

また、(ウ)配送の際、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められることがある。(例えば、(a)通常は平日の定期便による配送のところ、日祭日、夜間・早朝、時間指定などのチャーター便を必要とする配送への変更要求、(b)通常は軒先渡しのところ特殊箇所への納入への変更要求を受けるが、それらにより追加的に発生する運送費等を請求しても負担してもらえず、一方的に負担させられる場合等)。

ここで、取引上優越した地位にある電設工事会社が、その地位を利用して上述の行為を行って不利益を与えることは、独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するおそれがある。（（ア）は「受領拒否」、（イ）は「減額」、（ウ）は「その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等」に該当するおそれがある。）取引当事者はこの点に留意し、取引の適正化を図ることが望まれる。

<改善事例>

- ・ 緊急品を複数の事業者が発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。



対応：納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金を支払った。

- ・ 親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。



対応：外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。

2. 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

親事業者は物品等を受領した日（役務提供の場合は、役務が提供された日）から起算して60日以内（受領日を算入）に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わないと下請法違反となる。

※支払遅延：以下の3つに分類される。

- ①当事者間で支払期日が60日以内に定められている場合は、その支払期日までに支払わないとき
- ②当事者間で支払期日が60日を超えて定められている場合は、受領日から60日までに支払わないとき（この場合、支払期日設定自体に問題がある）
- ③当事者間で支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に支払わないとき

→支払遅延が生じた場合、親事業者は下請事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率14.6%（昭和45年公正取引委員会規則第1号）の遅延利息を支払う義務がある。

※支払制度

例えば毎月末までの給付の下請代金を翌月末に支払う（月末締翌月末払）ことがあるため、下請法の運用に当たり、「受領後60日以内」の規定は「受領後2か月（大

の月（３１日）、小の月（３０日）を問わない。）以内』として換算。その運用は、１か月締切制度を採っている場合、締切後３０日（１か月）以内に支払わなければならないということ。

※やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

下請事業者の責に帰すべき理由からやり直しをさせた場合、やり直し後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

※金融機関の休業日

下請代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払う場合、金融機関の休業日により順延期間が２日以内で、当事者間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ合意・書面化されている場合には、受領から６０日（２か月）を超えて下請代金が支払われても問題ない。

順延後の支払期日が、受領から６０日（２か月）以内の場合は、当事者間であらかじめ合意・書面化されていれば、金融機関の休業日による順延期間が２日を超えても問題ない。

※違反行為事例

①検収遅延

- ・親事業者が製品の検収が終了していないことを理由として、支払期日に代金を支払わないこと。

②分割納品

- ・親事業者が製品を分割納品させているにもかかわらず、最終納品時を起算点として全量分の下請代金を支払うこと。

③下請事業者との合意

- ・下請業者との間で、支払期日について受領日から６０日を超える期日とすることに合意していたため、当該合意日に支払うこと。

④下請業者の納品書等の提出遅れ

- ・下請業者からの納品書や請求書の提出が遅れたため、支払期日に支払わないこと。

※建設業界における下請代金の一部保留について

- ・発注者（建設会社）から建設現場で使用する鉄骨の加工の委託を受けた親事業者（例えば商社）が、その加工を下請事業者（鉄骨加工業者）に委託する場合、親事業者が下請事業者に対し、契約中途における出来形部分に応じた下請代金の一部の支払を保留する場合がある。この場合、親事業者が下請事業者から給付を受領した日から６０日以内（受領日を算入する。）に加工に係る下請代金の全額を支払わないと、下請代金の支払遅延に該当し、下請法違反となる。
 - 商社はゼネコンから鉄骨という物品の製造のみを請け負っており、その物品の製造を鉄骨加工業者に委託している。
 - 商社は発注者との関係では、単なる事務代行業務ではなく、例えば、鉄骨加工

業者の選定や価格交渉、建設現場への納入調整等のように、製造委託の内容に関与していることが一般的であり、このような場合は商社と鉄骨加工業者の取引は下請法の適用を受ける。（「Ⅱ．３．（２）商社を介在した取引」参照）

- ・なお、建設会社が直接に鉄骨加工業者に対して発注する場合、又は建設会社から建設工事として請け負った一次下請負人（例えば商社）が鉄骨加工業者に対し、その全部又は一部を発注する場合は、下請法の適用を受けない。しかしながら、取引上優越した地位にある建設業者や一次下請負人が不利益を与えることは、独占禁止法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

※なお、下請代金の支払い方法の改善については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

第４ 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋） ４）下請代金の支払方法の改善 （１）親事業者は、発注に係る物品等の受領後、下請代金をできる限り速やかに支払うものとする。また、当該受領をした日から起算して 60 日以内において定める支払期日までに、下請代金を支払うことを徹底する。 （２）下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする。少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。 （３）約束手形（為替手形の場合を含む。以下同じ。）、一括決済方式（※）及び電子記録債権（以下（３）において「手形等」という。）により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化に係る割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、当該コストを勘案した下請代金の額を、親事業者及び下請事業者双方で十分に協議して決定するものとする。 当該協議を行う際、親事業者及び下請事業者双方が、手形等の現金化に係る割引料等のコストについて具体的に検討できるよう、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化に係る割引料等のコストを示すものとする。 ※親事業者、下請事業者及び金融機関の間の約定に基づき、下請事業者が下請代金の全部又は一部に相当する下請代金債権を担保とし、又は譲渡し、金融機関から当該下請代金の額に相当する金銭の貸付け又は支払いを受けることができることとし、親事業者が当該下請代金債権の額に相当する金銭を当該金融機関に支払うこととする方式をいう。 （４）親事業者及び下請事業者は、約束手形の利用廃止等に向け、次の取組を進めるものとする。 ① 約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイト（約束手形の交付日から満期までの期間又はこれに相当する期間をいう。以下同じ。）については、60 日以内とするよう努めるものとする。 ② 約束手形は、できる限り利用しないよう努めるものとする。また、約束手形の利用を廃止するに当たっては、できる限り現金による支払いに切り替えるよう努めるものとする。 なお、親事業者及び下請事業者は、以下のイからハまでに掲げる方針が政府

により示されていることに十分留意しつつ、①及び②の取組を進めるものとする。

イ 公正取引委員会及び中小企業庁が、おおむね令和6年までに、60日を超えるサイトの約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を、下請法上「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提として、下請法の運用の見直しの検討を行うこととしていること（「手形等のサイトの短縮について」（令和4年2月16日 20211206 中庁第1号・公取企第131号））。

ロ 令和8年の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する旨、閣議決定されていること（「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日 閣議決定））。また、令和8年の約束手形の利用廃止に向け、各業界における具体的な段取り・ロードマップを策定するよう、事業所管省庁から事業者団体に対し要請されていること（「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（令和4年2月22日）資料1）。

ハ 金融業界に対し、令和8年に手形交換所における約束手形の取扱いを廃止することの可否について検討するよう要請されていること（「第3回中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（令和4年2月22日）資料1）。

（5）（2）から（4）までの取組は、サプライチェーンの川下側にあって川上側を与える影響の大きい親事業者から率先して実施し、業種間をまたぐ取組を含め、サプライチェーン全体で取組を進めるものとする。とりわけ、業種全体で取組が遅れている業種に属する親事業者、各業種において主導的な立場にある親事業者、自社の属する業種内の他の事業者と比べて特に取組が遅れている親事業者等は、率先して支払条件の見直し（約束手形、一括決済方式及び電子記録債権のサイトの短縮、現金による支払いへの切替え等）を進めるものとする。

（6）親事業者は、下請代金の支払方法として一括決済方式を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

① 一括決済方式への加入及び脱退については、下請事業者の自主的な判断を十分尊重すること。

② 一括決済方式に加入した下請事業者に対し、支払条件を従来と比べ実質的に不利となるよう変更しないこととし、及び一括決済方式に変更することによって生じる費用を負担させないこと。また、一括決済方式に加入しない下請事業者に対し、それを理由として、不当に取引条件の設定又は実施について不利な取扱いをしないこと。

③ その他政府により定められている一括決済方式についての指針を遵守すること。

（7）親事業者は、下請代金の支払方法として電子記録債権を用いる場合には、次の事項に留意して、これを用いるものとする。

① 電子記録債権による支払いについては、下請事業者の自主的な判断を十分尊重すること。

② 電子記録債権の活用によって見込まれる下請代金の支払い又は受取に係る費用、手続事務等の軽減の効果について、十分な情報提供の取組を進めること。

③ その他政府により定められている電子記録債権についての指針を遵守すること。

（8）建設、大型機器の製造その他発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、親事業者は、前払い比率及び親事業者は、前払い比率及び期中払い比

率をできる限り高めるよう努めるものとする。

<改善事例>

- ・取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払いとなった。



対応：検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないように社内研修で関係部署に周知した。

- ・一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。



対応：取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に特に入力するようシステムを変更した。

- ・支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。



対応：納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。
(例：翌月20日支払に変更)

- ・以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いが定まっているため、遵守せざるを得ない。



対応：下請法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支払いと内容を改めた。

3. 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

親事業者は発注時に決定した下請代金を「下請事業者の責に帰すべき理由」がないにもかかわらず発注後に減額すると下請法違反となる。

※下請事業者の責に帰すべき理由

以下の場合、下請代金を減じることができる。

- ①下請事業者の責に帰すべき理由（瑕疵の存在、納期遅れ等）により、受領拒否、返品した場合に、その給付に係る下請代金の額を減じるとき
- ②下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、受領拒否、返品できるのに、そうしないで、親事業者自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用を減じるとき
- ③瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減じるとき

※違反行為事例

- ・下請事業者との間で単価の引下げについて合意して単価改定した場合、単価引下げの合意日前に発注したものについても新単価を遡及適用して下請代金の額から旧単価と新単価との差額を差し引くこと。
- ・支払手段としてあらかじめ「手形支払」と定めているのを下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合において、手形払の場合の下請代金の額から短期の自社調達金利相当額を超える額を差し引くこと。
- ・親事業者からの原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を下請事業者の責任によるものとして下請代金の額を減ずること。
- ・下請代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。
- ・下請代金の支払時に、1円以上を切り捨てて支払うこと。
- ・下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。
- ・下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。
- ・毎月の下請代金の額の一定率相当額を割戻金として親事業者が指定する金融機関口座に振り込ませること。

<改善事例>

- ・ 3月に値下げ交渉が決着し、4月検収（3月分）から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。



対応：代金減額分を支払った。

- ・ 単価引き下げの合意日前に発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。



対応：代金減額分を支払った。

- ・ システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。



対応：代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。

4. 返品禁止（第4条第1項第4号）

親事業者は下請事業者から納入された物品等を受領した後に、その物品等に瑕疵がある等明らかに下請事業者には責任がある場合において、受領後速やかに不良品を返品するのは問題ないが、それ以外の場合に受領後に返品すると下請法違反となる。

※返品することができる期間

①直ちに発見できる瑕疵の場合

- ・ 通常の検査で直ちに発見できる場合 → 発見後速やかに返品
- ・ 全数検査を行う場合 → 受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品を速やかに返品
- ・ ロット単位で抜き取り検査を行う場合 → 合格としたロットの中の不良品を返品することは不可

ただし、ロット単位で抜き取り検査を行う場合であって、以下の条件を全て満たす場合は、返品が認められる。

- (a) 継続的取引であること
- (b) 発注前に、あらかじめ直ちに発見できる不良品の返品を認めることが合意・書面化されていること
- (c) 当該書面と3条書面との関連付けがなされていること

(d)遅くとも物品を受領後、当該受領に係る最初の支払時までには返品すること

②直ちに発見できない瑕疵の場合

- ・当該物品等の受領後6カ月以内の返品は問題ないが、6カ月を超えた後の返品は下請法違反となる。

※次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者にその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

- ・3条書面に委託内容が明確に記載されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- ・検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なる又は瑕疵等があるとする場合
- ・給付に係る検査を下請事業者に文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな手落ちの認められる給付であっても、受領後6か月を経過した場合
- ・委託内容と異なること又は瑕疵等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（下請事業者の給付を使用した親事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合
- ・給付に係る検査を省略する場合
- ・給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者に文書で委任していない場合

※違反行為事例

- ・恣意的な検査基準の変更による返品（例えば、親事業者が下請事業者の納品したものをいったん受領した後、以前には問題としていなかったような色むらを指摘して、下請事業者に引き取らせるなど。）
- ・受領後6か月を超えた後の返品
- ・受入検査を行わない場合の返品（例えば、親事業者が、納入された製品の検査を行っていない場合に、下請事業者から製品を受領した後に、不良品であることを理由として引き取らせるなど。）
- ・受入検査を文書で委任していない場合の返品（例えば、親事業者が、受領した商品の検査を自社で行わず、かつ、下請事業者に対し、当該検査を文書で委任していない場合に、受領後に不良品であることを理由として、下請事業者に引き取らせるなど。）

一般缶業界においては、菓子メーカー又はレジャー施設会社からの委託を受け、特定の印刷を施した菓子用の缶を納入する場合、印刷不良を理由に返品をされることがある。その際、検査基準が明確でなかったり、検査を一般缶メーカーに文書で委任していないことがあり、返品禁止規定に抵触するおそれがある。

※なお、納品検査の方法の改善については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

2) 納品検査の方法の改善

- (1) 親事業者は、下請事業者に発注をしようとする場合には、納品（役務の提供を含む給付の提供をいう。以下同じ。）の検査の実施方法、実施時期、当該発注に係る物品等の適正な検査基準、検査の結果不合格となった物品等の取扱い及び納品の過不足の場合の処理の方法を、あらかじめ下請事業者と協議して定めるものとする。
- (2) 親事業者は、(1)の規定により定めた検査の実施方法及び検査基準に基づき、納品後、速やかに納品の検査を行うものとする。
- (3) 親事業者は、自ら納品された物品等の検査を行い、又は書面等により委任して下請事業者に物品等の検査を行わせ、当該検査を合格とした場合であって、その後、親事業者の納入先等からの指摘により当該物品等の引取り、やり直し又は損害賠償を行うこととなったときは、当該物品等の不具合の有無及びその原因を明らかにし、その引取り、やり直し又は損害賠償に必要となる人員の手当、金銭の支払い等について、親事業者がすべてを負担せず下請事業者にも負担を求めることの必要性及び合理性の有無を、十分に確認するものとする。親事業者は、下請事業者にも当該負担を求めることとなる場合には、親事業者、下請事業者それぞれが当該物品等に係る納品により得た取引対価を勘案しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、親事業者及び下請事業者双方が合理的な割合で負担するものとし、一方的に下請事業者に引取り、やり直し又は損害賠償を負担させないものとする。

<改善事例>

- ・ 物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に返品した。



対応：返品分を受領するとともに、下請事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。

- ・ 明らかに下請事業者の責任による物品の不良であったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。



対応：返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。

5. 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

親事業者が発注に際して下請代金の額を決定するときに、発注した内容と同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に対して通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めることは、「買ったたき」として下請法違反となる。

一例として、労務費、原材料費、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）等の値上りに伴うコスト増が委託事業者認められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合、このように、委託事業者（親事業者）が受託事業者（下請事業者）に対して一方的に従来の価格での納入を要求した場合にも下請法第4条第1項第5号の買ったたきに該当するおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、下請事業者と親事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

なお、下請関係にある取引のみならず、下請関係以外の取引においても、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの転嫁等については、下請取引の場合と同様の対応をすることが望ましい。

さらに、鉄鋼業の取引相手先は非常に幅広い業種であり、本ガイドラインに記載の事項については、それら他の業種との取引において鉄鋼事業者が下請に該当する場合についても適用されることを留意しておくことが必要である。

※通常支払われる対価

- ①同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）について実際に行われている取引価格（市価）
- ②市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）についての従来からの取引価格

※「買ったたき」に該当するか否かの判断…下記要素を勘案して総合的になされる

- ①下請代金額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうか等対価の決定方法
- ②差別的であるかどうか等対価の決定内容
- ③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④当該給付に必要な原材料等の価格動向

※「買ったたき」となる判断基準の例（H20.8.29付 経済産業省通知）

- ①「不当に定めているか否かという下請代金の決定方法等」について
ア）下請事業者からの価格改定の申し出に対し、親事業者が一方的に価格決定をして

いる場合

イ) 同じ地域のほかの下請事業者との取引では単価は引き上げているにもかかわらず、当該下請事業者との取引には単価が引き上げられていない場合

②「対価が通常に比して著しく低いか否か」について

ア) 例えば過去１年間に原油又は原材料価格が数１０パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価の引き上げに応じない場合

イ) 例えば過去１年間に原油又は原材料価格が数１０パーセント上昇し、コストも上昇しているにもかかわらず、親事業者が単価を１年以上据え置いている場合

※違反のおそれがある行為事例

- ・ 原材料価格や労務費等のコストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、一方的に従来どおりに単価を据え置くこと。
- ・ 一律に一定比率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること。
- ・ 親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常の対価より低い単価で下請代金の額を定めること。
- ・ 短納期発注を行う場合に、下請事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い下請代金の額を定めること。
- ・ 合理的な理由がないにもかかわらず特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること。

また、以下の行為は、下請法運用基準において、買いたたきの違反行為事例として明示されている。親事業者はこの点に十分に留意し、取引の適正化を図る必要がある。また、下請事業者も親事業者に対して、下請法違反の可能性を認識した上で適切に対応することが望まれる。

- ・ 親事業者は、円高や景気の悪化に伴う収益の悪化を理由として、一部の下請事業者に対し、収益が回復するまでの間の一時的な下請代金の引下げによる協力を要請したところ、下請事業者は、親事業者の収益が回復した場合には下請代金の額を当初の水準まで引き上げることを条件に受け入れた。その後、円安となり、景気が回復し、親事業者の収益も回復したところ、親事業者は、下請事業者から、下請代金の引上げを希望する申出がなされたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、下請代金を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・ 親事業者は、建設資材の製造を下請事業者に委託しているところ、従来から製造委託している製品について、価格交渉時に下請事業者から環境対策に係る法規制等に対応するためのコストが増大したとして、当該対策費用を下請代金の額に含めるよう求められたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に下請代金の額を据え置くことにより、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定

めた。

- ・親事業者は、原材料費が高騰している状況において、集中購買に参加できない下請事業者が従来の製品単価のままでは対応できないとして下請事業者の調達した材料費の増加分を製品単価へ反映するよう親事業者に求めたにもかかわらず、下請事業者と十分な協議をすることなく、材料費の価格変動は大手メーカーの支給材価格（集中購買価格）の変動と同じ動きにするという条件を一方的に押し付け、単価を据え置くことにより、通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、親事業者の取引先と協議して定めた「〇年後までに製品コスト〇%減」という自己の目標を達成するために、部品の製造を委託している下請事業者に対して、半年毎に加工費の〇%の原価低減を要求し、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、下請代金の額を定めずに部品を発注し、納品された後に下請事業者と協議することなく、通常の特価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。（下請代金の額が定められないことにつき正当な理由がある場合を除き、下請代金の額を定めないまま委託することは、下請法第3条に違反する。）
- ・親事業者は、下請事業者との間で単価等の取引条件については年間取決めを行っているが、緊急に短い納期で発注する場合は別途単価を決めることとしていた。親事業者は、週末に発注し週明け納入を指示した。下請事業者は、深夜勤務、休日出勤により納期に間に合わせ、当該加工費用は人件費が相当部分を占めることから年間取決め単価に深夜・休日勤務相当額を上乗せした下請単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の特価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る年間取決め単価で下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、自社の顧客からの納期の短縮要請により、部品の製造を委託している下請事業者に対し、見積りをさせた時点よりも納期を短縮したにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格により通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、従来、週一回であった配送を毎日に変更するよう下請事業者に申し入れた。下請事業者は、配送頻度が大幅に増加し、これに伴って1回当たりの配送量が小口化した場合は、運送費等の費用がかさむため従来の配送頻度の場合の下請単価より高い単価になるとしてこの単価で見積書を提出した。しかし、親事業者は、下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に、通常の特価相当と認められる下請事業者の見積価格を大幅に下回る単価で下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、電線等の加工を委託している下請事業者に対し、単価改定の際、当該下請事業者と十分な協議をすることなく、一方的に単価を決定した後、単価改定書を送付し、通常の特価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。
- ・親事業者は、部品の製造を委託している下請事業者に対し、品質が異なるにもかかわらず

わらず海外製品の安価な価格だけを引き合いに出して、十分な協議をすることなく、通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を一方的に定めた。

金属業界では、鋼材加工業者が、鉄骨加工業者から無償で、工作図から切板明細への展開を依頼される場合がある。加工の一工程として委託内容に含まれている場合に当該費用を負担しないことは、買いたたきの禁止の規定に違反するおそれがある。鉄骨加工業者は、注文内容の内訳として、工作図から切板明細への展開発注を明確化するとともに、その対価について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な設定をすることが望まれる。

労務費、原材料費、エネルギー価格等が上昇した場合であって、下請け事業者から価格交渉を求められた場合には、親事業者は期中の価格変更のできる限り柔軟に応じるものとし、特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコストの増加分の全額転嫁を目指すものとする。

また、親事業者及び下請け事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日 内閣官房新しい資本首位実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。）に掲げられている、「事業者が採るべき行動／事業者に求められる行動」などに沿った適切な行動をとるものとする。

※なお、そのほかの原価低減要請及び労務費の価格転嫁についても、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

1) 対価の決定の方法の改善

- (1) 取引対価は、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における賃金の引上げ、労働時間の短縮等の労働条件の改善が可能となるよう、親事業者及び下請事業者が十分に協議して決定するものとする。
- その際、親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く協議を行わないものとする。

〔取引対価の協議に関する望ましくない事例〕

- ① 目標価格又は価格帯のみを提示して、それと辻褃の合う内容の見積り又は提案を要請すること。
- ② 過度に詳細な見積りを要請し、それを下請事業者が十分に作成できないことを理由として、協議を拒むこと。
- ③ もともと転注するつもりがないにもかかわらず、競合する他の事業者への転注を示唆して殊更に危機感を与えることにより、事実上、協議をすることなく、親事業者が意図する取引対価を下請事業者に押し付けること。
- ④ 競合する他の事業者が取引対価の見直しの要請をしていないこと、親事業者の納入先が取引対価の見直しを認めないこと等を理由として、協議を拒むこと。

また、下請事業者は、国・地方公共団体、中小企業の支援機関等に相談する等して積極的に情報収集して交渉に臨むよう努めるものとする。

- (2) 親事業者及び下請事業者は、毎年9月及び3月の「価格交渉促進月間」の機会を捉える等により、少なくとも年に1回以上の協議を行うものとする。親事

業者は、発注の都度、協議を行うものとするほか、継続的な発注について下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議に応じるものとする。さらに、労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合又は発注内容を変更した場合であって、下請事業者からの申出があったときは、定期的な協議以外の時期であっても、遅滞なく協議に応じるものとする。

- (3) 親事業者及び下請事業者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会。以下「労務費の指針」という。)に掲げられている、「事業者が採るべき行動/求められる行動」を適切にとった上で、取引対価を決定する。その際、「労務費の指針」別添「価格交渉の申し込み様式」の活用も併せ、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう協議するものとする。特に、最低賃金(家内労働法(昭和45年法律第60号)に規定する最低工賃を含む。)の引き上げ、人手不足への対処等、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を十分に踏まえるものとする。
- (4) 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、親事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
- (5) 取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。
- (6) 親事業者及び下請事業者は、(1)から(5)までに掲げるもののほか、品質又は性能、仕様の変更、発注数量又は納入頻度の多寡(量産時と量産期間終了後の変化を含む。)、納期の長短、代金の支払方法、諸経費(運送費、保管費、電子受発注又は電子的な決済等に係るコスト、環境対応コスト等)、市価の動向等の要素を考慮して、取引対価を決定するものとする。
- (6) 親事業者は、以下に掲げる行為を始めとする、客観的な経済合理性又は十分な協議手続を欠く原価低減要請(原価低減を求める見積り又は提案の提出要請を含む。以下同じ。)を行わないものとする。また、親事業者及び下請事業者双方が協力して行った原価低減活動の効果を取引対価に反映する場合には、当該効果に対する双方の寄与度を踏まえ、合理的に取引対価を設定するものとする。

〔原価低減要請に関する望ましくない事例〕

- ① 具体的な根拠を明確化せず、又は目標数値のみを提示して、原価低減要請を行うこと。
- ② 原価低減要請に応じることが発注継続の前提であることを示唆して、事実上、原価低減を押し付けること。
- ③ 口頭で削減幅等を示唆した上で、下請事業者から見積書の提出を求めること等、書面等の記録を残さずに原価低減要請を行うこと。

〔取引対価への反映に関する望ましくない事例〕

- ① コスト削減効果を十分に確認せず、取引対価の低減を押し付けること。
- ② 下請事業者の努力によるコスト削減効果を、一方的に取引対価の低減に反映すること。
- (7) 親事業者及び下請事業者双方は、それぞれ取引対価の協議の記録を保存するものとする。

(8) 親事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（平成 15 年公正取引委員会事務総長通達第 18 号。以下「下請法運用基準」という。）に違反事例として掲げられている「一律一定率の単価引下げによる買いたたき」、「合理性のない定期的な原価低減要請による買いたたき」、「下請代金を据え置くことによる買いたたき」等の、下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号。以下「下請法」という。）で禁止する買いたたきを行わないことを徹底する。

その際、特に、以下のような方法で取引対価を決定することは、下請法上の買いたたきに該当するおそれがあることに留意するものとする。

- ① 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- ② 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面等で下請事業者に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。

<改善事例>

- ・ 原材料費、エネルギーコスト（加熱炉のガス代、製造設備の電気代等）増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえず、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。



対応：下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

- ・ 最近では市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていないため、結果として価格転嫁が出来ていない。



対応：下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

- ・ 原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、加工賃の引き下げを持ち出された。



対応：コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格について検討の上、双方合意した。

＜下請事業者以外との取引における改善事例＞

下請法が適用されない取引に対しても、優越的地位にある発注者が行くと、独占禁止法違反となる可能性があるために、注意が必要である。

- ・鋼材メーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改定に応じてもらえない。



対応：工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。

6. 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）

親事業者が、下請事業者に注文した給付の内容を維持するため等の正当な理由がないのに、親事業者の指定する製品（含む自社製品）・原材料等を強制的に下請事業者を購入させたり、サービス等を強制的に下請事業者を利用して対価を支払わせたりすると購入・利用強制となり、下請法違反となる。

※違反のおそれがある行為事例

- ・購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に購入・利用を要請すること。
- ・下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- ・下請事業者に対して、応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- ・下請事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- ・下請事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に下請事業者に物を送付すること。

＜改善事例＞

- ・下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請事業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。
- ・下請事業者の事業に関わる運送業務に、親事業者の子会社である運送会社を利用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して、受託事業を発注した。



対応：購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。

7. 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）

親事業者が、下請事業者が親事業者の下請法違反行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、その下請事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取り扱いをすると下請法違反となる。

8. 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

親事業者が下請事業者の給付に必要な半製品、部品、付属品又は原材料を有償で支給している場合に、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり下請代金から控除（相殺）させたりすると下請法違反となる。

<改善事例>

- ・ 材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。



対応：材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は下請事業者持ちに切り替える）こととした。

9. 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）

親事業者は下請事業者に対し下請代金を手形で支払う場合、一般の金融機関で割り引くことが困難な手形を交付すると下請法違反となる。

（※）後述の「Ⅵ. 下請代金支払い手段」参照。

※一般の金融機関

銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫等の預貯金の受け入れと資金の融通を併せて業とする者をいい、貸金業者は含まれない。

<改善事例>

- ・ 商社経由の代金支払いの場合に、商社がサイト120日超の支払手形を発行した。



対応：介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。

10. 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

親事業者が、下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

※違反のおそれがある行為事例

- ・ 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 下請事業者毎に目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること
- ・ 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取り扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ・ 親事業者が製品の製造委託を行った際に、発注書面上の給付の内容に当該製品の図面や製造ノウハウが含まれていないにもかかわらず、製品の納入にあわせて当該図面を無償で納品するよう下請事業者に要請すること。

なお、電線分野において、以下のような取引行為が見られるところ、取引上優越した地位にある大型電材店が、その地位を利用して以下の行為を行って不利益を与えることは、独占禁止法の優越的地位の濫用に該当するおそれがある。

- ・ 専門卸売業者が顧客である大型電材店から現金で支払いを受ける場合、金融金利をはるかに超える常識外の利率に相当する現金リベートを要求される。
- ・ 大型電材店は、専門卸売業者にセール協賛金を要求するが、どのように専門卸売業者の販売促進につながるか説明が行われない。また、一定のリベートは自由な取引交渉の中で存在し得るものであるが、展示会の経費負担等として、常識を超える額を要求される。

<改善事例>

- ・下請事業者に対して、工場内、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。



対応：提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。

- ・下請事業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した。



対応：取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。

1 1. 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

親事業者が下請事業者に責任がないのに、発注の取消し若しくは発注内容の変更を行い、又は受領後にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害すると下請法違反となる。

※「給付内容の変更」

「給付内容の変更」とは、給付の受領前に、3条書面に記載されている委託内容を変更し、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることで、発注の取消し（契約解除）もこれに該当する。

※「やり直し」

「やり直し」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

給付内容の変更・やり直しにより、下請事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、あるいは下請事業者にとって当初の委託内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、親事業者がその費用を負担しないことは、下請事業者の利益を不当に害することとなる。

必要な費用を親事業者が負担する等により、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

※違反行為事例

- ・販売不振を理由とした発注取消し

親事業者は、下請事業者に部品の製造を委託し、これを受けて下請事業者が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、輸出向け製品の売行きが悪く製品在庫が急増したという理由で、下請事業者が要した費用を支払うことなく、発注した部品の一部の発注を取り消した。

- ・設計変更を理由とした発注内容の変更

親事業者は、部品の製造を下請事業者に委託しているところ、当初の発注から設計・仕様を変更したことにより、下請事業者にその変更への対応や当初の納期に間に合わせるための人件費増加等が生じたにもかかわらず、その費用を負担しなかった。

- ・恣意的な検査基準の変更によるやり直し

親事業者は、下請事業者に対して金型の製造を委託しているところ、従来の基準では合格していた製品について、検査基準を一方的に変更し、下請事業者に無償でやり直しを求めた。

- ・取引先の都合を理由とした発注内容の変更・取消し等

親事業者は、顧客からの要請を理由に、当初の納期を変更せずに追加の作業を行わせ、それらに伴う人件費増加等が生じたにもかかわらず、そのために必要な費用を負担しなかった。

金属業界においては、鋼材加工業者が鉄骨加工業者又は商社との間に、次のような問題を抱えている。

ア) 鋼材加工業者が鉄骨加工業者から注文を受けた後、材料を購入、加工している間に、当初の設計に変更が加わり、結果、必要以上に鋼材を購入したり、加工後の鋼材が不要となる場合（余材発生）がある。必要以上に購入した鋼材や余材は、他に転用するとしても歩留ロスを生じることが多く、特にこの鋼材がミルシート（鋼材検査証明書）に工事名などを表記された専用材の場合には、他に転用すること自体極めて困難である。また、「今後この鋼材を購入するから」等と言われながら長期間購入してもらえず、歩留低下等による費用増分のみならず、倉庫での保管費用も負担してもらえない場合もある。

発注後に設計変更し、その設計変更により鋼材加工業者に生じた費用を負担しないことは、不当な給付内容の変更の禁止の規定に違反するおそれがある。また、保管費用を支払わないことは、不当な経済上の利益の提供要請の禁止の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、発注時に決定した数量に満たない納品数量で発注を中断せざるを得なくなった場合には、鋼材加工業者が生産に要した費用を負担することが望まれる。また、鉄骨加工業者は、倉庫での保管費用等の追加経費について、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

イ) 鋼材加工業者は、鉄骨加工業者から、発注の書面に無い条件での配送を無償で求められる場合がある。(例えば、契約後、鉄骨加工業者から、(a) 予め決まっていた納入先を変更する、(b) 納入先を分納する、(c) 搬入車両を指定する、(d) 遠隔地への期日指定をする等の追加要求を受けるが、それらに伴う追加費用の負担をしてもらえない等。)

このような場合は、不当な給付内容の変更の禁止の規定に違反するおそれがある。

鉄骨加工業者は、委託代金に含まれる製品の運送経費について、1回の発送量や運搬形態等の条件を加味しながら、鋼材加工業者と十分に協議を行い、合理的な経費を設定することが望まれる。

※なお、親事業者から下請事業者への発注方法については、振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むべきである。

第2 発注書面の交付その他の方法による親事業者の発注分野の明確化及び親事業者の発注方法の改善に関する事項(抜粋)

3) 発注の安定化、リードタイムの確保等

- (1) 親事業者は、下請事業者に対する発注に係る物品、情報成果物及び役務(以下「物品等」という。)の発注量の大幅な変動をできる限り回避するものとし、特に、発注量を親事業者の生産量又は提供量の変動の増減率以上に変動させないよう努めるものとする。
- (2) 親事業者は、発注量をできる限り平準化させるものとするほか、将来の発注に関する事前情報の精度の向上、物品等の標準化及び規格の整理統合に努めるものとする。
- (3) 親事業者は、下請事業者が発注するときは、下請事業者の生産に必要なリードタイム、原材料の最小購入単位等を十分に考慮して発注するものとする。
- (4) 親事業者は、発注予定数量を下請事業者に提示し、その後、合理的理由なく発注予定数量と実際の発注数量に大きな乖離が生じた場合であって、下請事業者から要請があったときは、その費用負担の軽減に配慮しつつ、下請事業者と十分に協議を行い、余剰となる製品在庫及び残材の買取りを行い、並びに労務費、外注費その他の諸経費の増加分を支払う等の措置を講ずるものとする。

<改善事例>

- ・ 納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。



対応: 付属部品装着に要した対価を支払った。

- ・ 当初の配送先から遠方の配送先に変更になったにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえなかった。



対応: 配送先が変更になったため発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行った。

V. 下請法違反時の勧告・罰則等

下請事業者からの申し立てによる調査、公正取引委員会・中小企業庁からの書面調査等により、親事業者の下請法違反が判明した場合には、以下の行政指導である勧告がなされたり、刑事罰が科せられたりすることがある（※同法第6条、第7条、第9～12条）。

1. 違反の場合の行政指導（勧告等）

公正取引委員会は、違反親事業者に対して勧告等の行政指導を行う。勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁は、違反親事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

（勧告の例）

- | | |
|---|----------------------------------|
| (1) 受領拒否：受領をするよう勧告 | |
| (2) 支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告 | |
| (3) 下請代金の減額：減じた額の支払いを勧告 | |
| (4) 返品：返品した物を引き取るよう勧告 | |
| (5) 買ったたき：下請代金額を引き上げるよう勧告 | |
| (6) 購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告 | |
| (7) 報復措置：不利益な取り扱いをやめるよう勧告 | |
| (8) 早期決済： | 下請事業者の利益を保護するために
必要な措置を採るよう勧告 |
| (9) 割引困難な手形： | |
| (10) 不当な利益の提供要請： | |
| (11) 不当なやり直し等： | |

違反内容・社名を公表

2. 違反の場合の罰則

次の通りの違反をした場合は、両罰規定により、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（**50万円以下の罰金**）。

- ①書面の交付義務違反
- ②書類の作成及び保存義務違反
- ③報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ④立入検査の拒否、妨害、忌避

VI. 下請代金の支払手段

親事業者による下請代金の支払については、平成28年12月に下請代金の支払はできる限り現金によるものとする等が中小企業庁及び公正取引委員会から要請されているが、下請代金の支払の更なる適正化を図るため、令和3年3月に新たに以下内容が示されている（「下請代金の支払手段について」）。

- 1 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする。
- 2 手形等により下請代金を支払う場合には、当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて、下請事業者の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を親事業者と下請事業者で十分協議して決定すること。当該協議を行う際、親事業者と下請事業者の双方が、手形等の現金化にかかる割引料等のコストについて具体的に検討できるように、親事業者は、支払期日に現金により支払う場合の下請代金の額並びに支払期日に手形等により支払う場合の下請代金の額及び当該手形等の現金化にかかる割引料等のコストを示すこと。
- 3 下請代金の支払に係る手形等のサイトについては60日以内とすること。
- 4 前記1から3までの要請内容については、新型コロナウイルス感染症による現下の経済状況を踏まえつつ、おおむね3年以内を目途として、可能な限り速やかに実施すること。

政府は、平成 28 年 12 月に発出した「下請代金の支払手段について（平成 28 年 12 月 14 日 20161207 中第 1 号・公取企第 140 号）」を見直し、さらに約束手形から現金払や電子的決済手段（電子記録債権等）への移行を通じた約束手形の利用の廃止に向けた取組の方針を示した。令和 3 年 12 月 27 日には「転嫁円滑化施策パッケージ」を策定し、それを踏まえて令和 4 年 2 月 10 日のパートナーシップ構築推進会議にて「取引適正化に向けた 5 つの取組」が打ち出されており、約束手形の利用廃止を目指し、中小企業庁にて業種を跨いだ課題の抽出が行われ、以下内容が整理された。

- ・支払方法の改善は、単一の企業又は業界で取り組むものではなく、サプライチェーン全体で取組を進めることが重要であることに留意し、異業種間取引や下請法対象外取引においても支払いはできる限り現金によるものとする。約束手形、一括決済方式及び電子記録債権を用いる場合は、そのサイトについて 60 日以内とするよう努めるとともに、できる限り約束手形の利用を減らし、現金による支払いに切り替えるよう努めること。
- ・建物や大型機械の発注といった取引は、契約期間が長期でかつ金額が大きく、発注者からの支払時期と下請への支払時期が異なるため、前払比率や期中払い比率をできる限り高めるよう努めること。（例：公共工事においては、請負代金の 4 割以内で前金払を、2 割以内で中間前金払を行っている。）
- ・約束手形の利用廃止に向けて、できる限り現金払いに切り替えることを前提としつつ、支払側としてだけでなく受取側としても、例えばネットバンキングや電子記録債権といった手形の代替手段が取れるよう検討を行うこと。
- ・約束手形の利用廃止に向けて取り組む過程で、発注者からの支払時期と下請への支払時期のずれに起因する資金繰りの問題に対応するため、下請企業に対して一方的なコストダウンの要求等をしないこと

また、政府が令和 4 年 6 月に策定したフォローアップ（旧：成長戦略 FU）においては、2026 年の約束手形の利用廃止に向けて、2022 年秋までに業界団体の具体的なロードマップの自主行動計画への反映状況と 2026 年の手形交換所での約束手形取り扱い廃止の可否に関する金融業界の検討を共にフォローアップする等の方針が記載された。業界団体においては、見直された「下請代金の支払手段について」及び約束手形の利用の廃止に向けた取組等を事業者に対して周知徹底し、業界の特性や実態を踏まえ、手形の利用から現金払等へ移行を促していくことが望ましい。

Ⅶ. 望ましい取引慣行

1. 取引先の生産性向上等への協力

振興基準において、次のような内容が記載されているところであり、下請法の規定の遵守と併せて取り組むことが望ましい。

第1 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項（抜粋） 1) 下請事業者の努力 下請事業者は、生産年齢人口の減少等に伴う人手不足、経済の国際化の一層の進展等に適切に対応するため、働き方を見直し、魅力ある職場づくりに努めるとともに、脱炭素化を始めとするグリーン化、電子受発注の導入を始めとする情報化等の課題に適切に対応するため、技術開発、設備投資、親事業者その他の事業者との連携等により、生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に努めるものとする。 2) 親事業者の協力 親事業者は、下請事業者が働き方改革、生産性の向上等に取り組むことができるよう配慮して、下請事業者に対する発注条件、取引条件等を設定するよう努めるとともに、下請事業者のグリーン化、情報化等を支援し、また、下請事業者その他の事業者と既存の取引関係、系列、企業規模等を越えた連携を進めること等により、サプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現に努めるものとする。
第3 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項（抜粋） 2) 情報化への積極的対応 (1) 下請事業者は、管理能力の向上、事務量の軽減、事務の迅速化等の業務工程の見直しによる効率性の向上のため、必要なセキュリティ対策と併せて、次の事項に積極的に対応するよう努めるものとする。 ① 情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善（業務のデジタル化推進を含む。） ② 中小企業共通EDI（電子データ交換）等による電子受発注 ③ 電子的な決済等（インターネットバンキング、電子記録債権、全銀EDIシステム等の活用） (2) 親事業者は、(1)の下請事業者による取組を支援するため、下請事業者の要請に応じ、管理能力の向上についての指導、標準的なコンピュータ、ソフトウェア及びデータベースの提供、オペレータの研修、セキュリティ対策の助言及び支援並びに国及び地方公共団体による情報化支援策の情報提供等の協力を行うものとする。 (3) 親事業者は、サプライチェーン全体の業務工程の見直しによる効率性向上を図る観点から、(4)に掲げる事項に留意しつつ、下請事業者へ電子受発注及び電子的な決済等の導入を積極的に働きかけるものとする。また、自社並びにその子会社及び関連会社において下請事業者との取引に用いている自社の電子受発注

又は電子的な決済等に係るシステムの共通化に努めつつ、業界、企業系列等を越えたサプライチェーンで共通化された電子受発注又は電子的な決済等に係るシステムへの接続に努めるものとする。

(4) 親事業者は、下請事業者に対し電子受発注等を行う場合には、次の事項に留意して、これを行うものとする。

- ① 下請事業者に対し、電子受発注等を導入する効果、コスト負担等の説明を十分に行うこと。
- ② 電子受発注等を行うか否かの決定に当たっては、下請事業者の自主的な判断を十分に尊重することとし、これに応じないことを理由として、不当に取引の条件又は実施について不利な取扱いをしないこと。
- ③ 下請事業者に対し、正当な理由なく、自らの指定するコンピュータその他の機器又はソフトウェア等の購入又は使用を求めないこと。
- ④ 下請事業者に対する電子受発注等に係る指導等の際、併せてその経営、財務等の情報を把握すること等により、その経営の自主性を侵さないこと。
- ⑤ 自らが負担すべき費用を下請事業者に負担させないこと。
- ⑥ 下請事業者が不測の不利益を被ることがないように、親事業者及び下請事業者双方の費用分担、取引条件等について、事前に基本契約書又はこれに準ずる書面等により明確に定めておくこと。
- ⑦ その他政府により定められている電子受発注等についての指針を遵守すること。

3) 事業承継に向けた取組

(2) 親事業者は、下請事業者の事業承継の意向及び状況の把握に努めるものとし、サプライチェーン全体の機能維持のため、必要に応じて計画的な事業承継の準備を促す等、下請事業者の事業承継に関し積極的な役割を果たすものとする。具体的には、下請事業者と対話した上で、その実態に応じ、事業承継の円滑化に向けた経営改善支援、後継者の育成、引継先のマッチング支援等を行うよう努めるものとする。

2. 鉄鋼業界における取組（ベストプラクティス事例）

下請法遵守のために、各企業においては様々な改善の取組みがみられる。取引の実情に応じ、問題解決のための望ましい取引事例（ベストプラクティス事例）として、鉄鋼業における取組を紹介する。

(1) 対象取引の適正な管理

○同一品目の中でも市販品と市販品ではないものが混在しているケースもあり、確実に下請法を遵守する観点や管理の効率性の観点から、品目全体を下請法対象として取り扱う。

市販品（規格品・標準品）を購入することは、原則として製造委託の対象とはならない。しかし、その一部でも自社向けの加工等を施すものや親事業者からの発注を受けて生産し

ているものは下請法の対象となるため、これらが市販品と混在している場合には、下請法対象のものまでを下請法の対象外と誤るケースがある。

品目全体を下請法対象として取り扱うことで、確実な下請法の遵守と業務の効率性確保にも寄与することになる。

○下請法対象となる可能性がある品種で、資本金が3億円以下の案件については、システム的に下請法対象のアラームを発信するよう変更している。

鉄鋼業の場合、鉄鋼製造プロセスにおける外注作業、資材品供給、鋼材の委託加工等多くの取引先の協力を得ているが、下請法対象取引の漏れを防止するため、システムによる対応は有効である。その他の業種についても、それぞれの実態に応じて対応することが望ましい。

(2) 下請代金の支払遅延防止

○下請法対象会社への支払については、外注・購買システム上、受領日から60日を超えないようエラーチェックを実施している。

親事業者は物品等を受領した日から起算して60日以内に定めた支払期日までに下請代金を全額支払わなければならない。支払日がこれを超えることのないよう、システムによる改善策を取り入れ、チェックミスによる支払遅延の防止に効果を上げている。

○通常取引より短い支払期日に設定している。

(例) 通常取引は検収月末締翌月末払い→下請取引は納品月末締翌月末払い

検収月末締め翌月末支払いの支払制度を採用している場合には、当月末納品翌月検収分が支払遅延となることから、納品月末締めに変更する、又は検収期間にかかわらず、

納品日から支払いまでの期日を60日以内に設定することにより支払遅延の確実な防止につなげている。

(3) 買いたたき防止

下請法の適用対象となる取引を行う場合において、発注者(親事業者)が一方的に従来の価格での納入を求めることは買いたたきに該当するおそれがある。従って、取引価格については下請事業者と親事業者が十分な協議を行っていく必要がある。

また、原材料価格、エネルギーコスト（燃料費、電気料金）等の値上りに伴うコスト増が委託事業者認められず、一方的に従来の価格での納入を求められることがある。下請法の適用対象となる取引を行う場合には、このように、委託事業者（親事業者）が受託事業者（下請事業者）に対して一方的に従来の価格での納入を要求した場合にも下請法第4条第1項第5号の買いたたきに該当するおそれがある。そのため、取引価格については、コスト計算等に基づき、下請事業者と親事業者が十分な協議を行って決定する必要がある。

○下請事業者に対する発注価格に関して、品目の特性から原材料仕入れ価格に連動させて決定することが合理的と判断される品目について、原材料価格連動方式を導入している。

コストに占める原材料のウェイトが高く、原材料仕入れ価格に連動させて単価を決定することが合理的と判断される品目に関して、個別交渉した結果、原材料価格連動方式を導入し、原材料高騰時等において適切に取引価格に反映させている。

○非破壊検査等、技術・技能レベルの高い業務を行う場合は、通常取引単価にプレミアムを上乗せした単価で発注している。

発注者（親事業者）のニーズに応じ、下請事業者が新技術の開発・応用等を行い、技術・技能レベルの高い業務を行う場合には、下請事業者と親事業者が十分な協議した上で、必要な工数、コストの増加、技術的な難易度を親事業者は考慮し、これらの要素を加味して価格を設定している。

○下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。

（４）関係者への注意喚起

○下請法対象取引は、納品書に「下請法適用案件」と表示し、下請事業者にもわかるよう明示している。

○下請取引に関わる責任者・担当者に対し、下請法に関する研修を定期的実施している。

下請法遵守の徹底には、法令内容の正しい理解と周知が基本である。下請取引に関わるあらゆる部門の関係者に対し、定期的な研修による社内教育を実施することが重要である。

また、関係者に下請対象取引であることを明示することで、注意喚起を促し、誤りのない対応につながることになる。

（５）その他

○生産計画や会社動向について、定期的に下請事業者と情報交換を行う等双方向でのコミュニケーションを図っている。

生産計画や会社動向に関連する情報の共有化を図ることは重要である。計画の見込み違いによる生産調整の際は、可能な限り早めに情報を開示することで、発注の増減見通しを可及的速やかに、かつ、正確に把握することができれば、下請事業者にとって自社の経営・生産計画に迅速に反映し、生産調整、材料手配等に早めに手を打つことが可能となり、経営基盤の安定化に資するものとなる。

３．荷主としてのトラック運送業との適正取引の推進

近年、長時間労働・低賃金という労働環境からドライバー不足が深刻化しているが、適正な運賃水準が確保されなければ物流を担う人材の確保が困難となるほか、安全にも支障が及びかねないことから、金属産業としても自らの産業の発展や社会的責務の観点から適正取引を推進していくことが一層求められている。

また、荷主として運送業者等に委託を行う取引については独占禁止法の物流特殊指定が適用される場合があるとともに、貨物自動車運送事業法においても、過積載や過労運転など同法違反行為が主として荷主の行為に起因して発生した場合には、荷主に対して再発防止措置を勧告する場合がある。また、荷待ち時間の削減等については、着荷主の立場からの協力も必要となる場合がある。

こうしたことから、金属産業においても、「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」（平成２０年３月１４日国土交通省、令和４年１２月２６日最終改訂）に記されているとおり、荷主の立場から問題となる行為に関して、関係法規等に留意しながら、適正な運賃水準となるよう配慮する等適正取引に向けて取組を進めていくことが望ましい。

<参考資料一覧：国土交通省ホームページで公開>

- ・トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン：問題となり得る行為と望ましい取引事例
- ・トラック運送業における書面化推進ガイドライン：契約書の記載事項や様式例等
- ・荷主勧告制度について
- ・運送契約時コンプライアンスチェックシート：契約時のチェックシート例

4. その他下請中小企業の振興のため必要な事項

振興基準においては、以下のような取組も紹介されており、金属業界においても適宜参照の上、取引の改善に努めていくことが期待される。

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項（抜粋）

6) 働き方改革の推進を阻害する取引慣行の改善

- (1) 親事業者は、自らの取引に起因して、下請事業者が労使協定の限度を超える時間外労働、休日労働等による長時間労働及びこれらに伴う割増賃金の未払い等、労働基準関連法令に違反することのないよう十分に配慮して、下請事業者と取引を行うものとする。
- (2) 親事業者は、やむを得ず、短納期又は追加の発注、急な仕様変更等を行う場合には、下請事業者が支払うこととなる残業代等の増加コストを負担するものとする。
- (3) 大企業である親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せ等の影響も懸念される中、親事業者は、下請事業者の人員、業務量の状況をできる限り把握することに努めるものとし、以下に掲げる行為を始めとする、下請事業者の働き方改革を阻害し、又は不利益となるような取引若しくは要請を行わないものとする。

〔親事業者による下請事業者へのしわ寄せ等の不利益となる事例〕

- ① 適正なコスト負担を伴わない短納期発注又は急な仕様変更
- ② 無理な短納期発注に対する納期遅れを理由とした受領拒否又は減額
- ③ 親事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減による検収体制の不備に起因した受領拒否又は支払遅延
- ④ 親事業者自らの人手不足又は長時間労働の削減に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員の派遣要請又は付帯作業の要請
- ⑤ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応若しくは欠品対応に起因するリードタイムの短い発注又は適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- ⑥ 納期又は工期の特定時期への過度な集中

第6 下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項（抜粋）

1) 一般的留意事項

- (1) 親事業者は、下請事業者の自主的な事業の運営を尊重するものとし、下請事業者が行う取引先の開拓、変更等及び仕入先との間における取引対価の決定等（以下「取引先の開拓等」という。）について、不当に干渉しないものとする。特に、親事業者への取引依存度の高い特定下請事業者及び小規模事業者である下請事業者が自主的に取引先の開拓等については、特段の事情がない限り干渉しないものとする。
- (2) 親事業者は、協賛金、協力金、陳列応援の要請、センターフィーの提供要請、試作品又はサンプルの作成要請その他名目のいかんを問わず、下請事業者に対し金銭、役務その他の経済上の利益の提供を要請する場合には、あらかじめ負担額及びその算出根拠、使途、対価を含めた提供の条件等を明確にした上で、下請事業者の直接的な利益に十分に配慮して協議を行い、書面等により合意するものとする。

2) 自然現象等への対応に係る留意事項

(1) 自然災害等への備えに係る留意点

親事業者及び下請事業者は、自然災害、サイバー攻撃、感染症、国際情勢の変化等の事業活動の基盤における重大な障害（以下「自然災害等」という。）の発生に伴い、サプライチェーンが寸断されることのないよう、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の策定、ひいては事業継続計画（BCP：自然災害等の発生後の早期復旧に向けた取組等を定めた計画）の策定及び事業継続マネジメント（BCM：BCP等の実効性を高めるための平常時からのマネジメント活動）の実施に努めるものとする。

(2) 自然災害等が発生した場合に係る留意点

① 下請事業者が留意する事項

親事業者及び下請事業者双方の責めに帰すことができない自然災害等により被害が生じた場合には、下請事業者は、その事実の発生後、速やかに親事業者に通知するよう努めるものとする。

② 親事業者が留意する事項

- イ 自然災害等による下請事業者の被害状況を確認しつつ、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けることがないよう十分に留意するものとする。
- ロ 自然災害等によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は再開する場合には、できる限り、その復旧を支援するとともに、従来の取引関係を継続し、又は優先的に発注を行うよう努めるものとする。

第 8 下請取引の機会の創出の促進その他下請中小企業の振興のため必要な事項（抜粋）

5) 知的財産の保護及び取引の適正化

(1) 親事業者及び下請事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和 3 年 3 月 31 日 20210319 中庁第 6 号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、同通達附属資料「契約所ひな形」の活用を推奨する。

(2) 知的財産の保護

- ① 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
- ② 親事業者及び下請事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、親事業者は、下請事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

[取扱いを明確にすべき事項]

イ 知的財産権等に係る対価の決定方法

ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続

ハ 秘密保持義務等の期間

(3) 知的財産権の譲渡等の適正化

親事業者は、下請事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、下請事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求

めないものとする。

8) パートナーシップ構築宣言

- (1) 親事業者は、下請企業振興協会のパートナーシップ構築宣言ポータルサイトに掲載されているひな形を基に、パートナーシップ構築宣言を行うよう努めるものとする。また、パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、取引の適正化に向けた施策の進展、自社を取り巻く取引環境の変化等を踏まえ、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努めるものとする。
- (2) パートナーシップ構築宣言を行った親事業者は、自社のパートナーシップ構築宣言について、社内における広報、訓示、研修等を通じ、営業、調達等に係る現場の担当者まで浸透するよう努めるものとする。また、下請事業者に対し、自社がパートナーシップ構築宣言を行っている旨及びその内容の周知に努めるものとする。

9) 支援施策の活用

親事業者及び下請事業者は、下請法に関する講習会又はシンポジウムに積極的に参加するよう努めるとともに、「型取引の適正化について」附属資料「型の取扱いに関する覚書」や「知的財産取引の適正化について」附属資料「契約書ひな形」、「労務費の指針」別添「価格交渉の申込み様式」をはじめとする、価格交渉その他の取引適正化に関するハンドブック、事例集等の活用を推奨する。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談又は弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用するよう努めるものとする。

VII. 型取引の適正化

型取引の適正化については、振興基準において、すべての型取引について、従来の保管・廃棄の適正化に加えて、適正化の対象を型の制作や支払条件改善等を含む型取引全般に拡大し、型の制作から廃棄に至るまで型取引の抜本的な適正化を図ることとしており、金属業界においても型取引の内容に応じ、適正取引に向けた取り組みを進めていくべきである。

- 第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項(抜粋)
- 5) 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善
- (1) 親事業者及び下請事業者は、「型取引の適正化について」(令和2年1月17日 20200110中第2号)を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」(令和元年12月 型取引の適正化推進協議会)に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型(金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。)に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取り決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。た以下の規定に基づき、型(金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。)に係る取引を行うものとする。
- (2) 親事業者は、下請法運用基準に違反事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

なお、取引が多段階にわたる場合、サプライチェーンの川上に位置する受注者が直接の取引先である発注者に型の引取り又は破棄を要請しても、当該発注者はさらにその先のサプライチェーンの川下に位置する発注者から当該製品の製造終了の見通しに関する情報を得られないと、要請に応じて現状を変更することは一般に困難であることから、川下に位置する発注者ほど、型保管の必要性について十分な情報提供及び考慮をすること。

IX. 下請法等に関わる鉄鋼業における改善事例集

NO	改善事例集	対応
・ 製造委託		
1	・ 試験片の検査・分析については、オフライン作業であり、製造工程の一部ではないとの認識から、下請法対象取引から除外した。	・ オフライン作業といえども同作業は製造プロセスの一部であり、製造委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・ 情報成果物作成委託		
2	・ スチールハウス構造設計業務を顧客から受託し、当該業務を下請事業者に委託したが、当該取引を下請法対象取引から除外した。	・ 情報成果物作成委託に該当するため、下請法対象取引扱いに切り替えた。
・ 書面の交付義務（第3条）		
3	・ 納入指示票（＝注文書）に親事業者、支払方法、消費税について記載漏れがあった。	・ 納入指示票のフォーマットを見直し、支払方法・消費税等に関し、期首に発行する包括的な契約文書による旨を納入指示票に追記し、関連性を明確にした（※期首に発行する契約文書には当該事項が記載されている）。
4	・ 発注書面に、下請代金の支払方法等について記載し、別途下請事業者に交付している書面との間の関連付けの記載をしていなかった。	・ 発注書面に関連付けの記載を実施した。
5	・ 発注書面に、検査完了期日の記載漏れがあった。	・ 下請代金の支払方法等について記載し別途下請事業者に交付している書面に検査完了日を記載し、各下請事業者に交付した。
6	・ 注文書が事前に交付されていなかった。	・ 社内での再徹底（啓蒙活動）を図った。
7	・ 注文書記載の「数量」と実績の「数量」に差異があった。	・ 算定方法による発注が可能であるとの認識不足に起因するもので、数量欄を削除し、算定方法を記載した。
8	・ 有償支給材の数量を記載した書類名称に関し、仕様書に記載している書類名称と仕様書に添付された書類名称が異なり、関連性が不明瞭であった。	・ 有償支給材の数量を記載した書類名称を統一した。
・ 書類の作成・保存義務（第5条）		
9	・ 支払条件通知書（写）の保管につき、発信者の押印がない通知書を写しとして保管していた。	・ 送付した書類と同じものであれば問題ないと誤解していた。下請事業者に実際に交付した書類の写しを保管するよう社内徹底を図った。

NO	改善事例集	対応
・ 遅延利息の支払義務（第4条の2）		
10	・ 契約上、遅延利息を5%に設定し、義務付けられている遅延利息14.6%を支払わなかった。	・ 契約上の遅延利息を無効とし、14.6%の遅延利息を支払った。 また、契約書の遅延利息条項を削除した。
・ 受領拒否の禁止（第4条1項1号）		
11	・ 緊急品を複数の事業者が発注し、納品の遅い事業者の納品を断った。	・ 納品の遅い事業者の発注品を受け入れた上、当初納入日から60日以内に代金支払った。
12	・ 親事業者で高生産が継続し、その前提で発注したが、納入時に生産が急減し、在庫増で親事業者の置き場が不足したため、受け入れ可能分のみ受領し、残分は納入を後ろ倒しさせた。	・ 外部倉庫を借用する等の措置により全量受け入れた。
・ 下請代金の支払遅延の禁止（第4条1項2号）		
13	・ 取引先からの納品書提出遅れに伴う検収遅れにより、支払期日に未払いとなった。	・ 検収完了通知に「納入済み未検収がある場合は速やかに連絡すること」と明記し、支払期日に遅延することがないように社内研修で関係部署に周知した。
14	・ 一般取引と下請取引が混在する下請事業者で取引区分の入力を誤った。	・ 取引が混在する下請事業者の支払区分は原則下請取引とし、一般取引の場合に入力するようシステムを変更した。
15	・ 支払制度を検定月末締め翌月末支払とし、当月末納品・翌月検定分が支払遅延となった。	・ 納品月末締め、又は検定期間を考慮した支払いに変更した。（例：翌月20日支払に変更）
16	・ 以前から取引先との契約で、支払い末締180日後の現金支払いを定まっているため、遵守せざるを得ない。	・ 下請法違法であるため、速やかに契約変更を行い受領日から60日以内の現金支払いと内容を改めた。
・ 下請代金の減額の禁止（第4条1項3号）		
17	・ 3月に値下げ交渉が決着し、4月検収（3月分）から新単価を適用した結果、下請法に反する下請代金の減額が発生した。	・ 代金減額分を支払った。
18	・ 単価引き下げの合意日前に発注したのについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じた。	・ 代金減額分を支払った。
19	・ システムへの検収数量誤入力により、支払代金の減額が発生した。	・ 代金減額分を支払った。再発防止に向け、外注システムに「上下限チェック機能」を導入し、入力データの桁違い等の単純ミスが発生しないよう予防機能を導入した。

NO	改善事例集	対応
・ 返品禁止（第4条1項4号）		
20	・ 物品受領後に、別案件での品質トラブルから親事業者の品質検査基準が厳しくなり、結果、新基準での不合格品が大量に発生し、これを下請事業者に返品した。	・ 返品分を受領するとともに、下請事業者に責任がない場合は、返品禁止であることについて社内に周知徹底を図った。
21	・ 明らかに下請事業者の責任による物品の不良があったため返品したが、長期滞留在庫であり納入から1年を超えていた。	・ 返品分を受領するとともに、物品在庫の先入れ先出しを徹底し、返品時には納入期日を確認するよう徹底を図った。
・ 買ったたきの禁止（第4条1項5号）		
22	・ 原材料費、エネルギーコスト（加熱炉のガス代、製造設備の電気代等）の増加分について、製品価格への転嫁を求めるため、説明を行おうとしたが聞いてもらえず、一方的に価格を押し込まれ、打ち合わせの機会もなくなった。	・ 下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。
23	・ 最近では市況が下がっているため、原材料費の転嫁については必要ないと取引先から言われたが、これまでに原材料価格が高騰した際の転嫁も認められていないため、結果として価格転嫁が出来ていない。	・ 下請事業者からのコスト増加に関する相談について、事業者の説明を聞くとともに、価格の調整について協議を行った。
24	・ 当初の配送先から遠方の配送先に変更になったにもかかわらず、当初の配送先への配送料で対応させられ、配送費増分については認めてもらえなかった。	・ 配送先が変更になったため発生した費用について、双方相談の上、費用の改定を行った。
25	・ 原材料費、エネルギーコストの価格への転嫁を申し入れたところ、かえって加工賃の引き下げを持ち出された。	・ コスト増加分について、取引の双方において、その内容について検討の上、転嫁について合意した。加工賃についても適正な価格について検討の上、双方合意した。
26	・ 鋼材メーカーは、納入先事業者が図面を承認した後に資材を製造するが、承認が遅く、納期が短くなることによる工賃増については、単価改定に応じてもらえない。	・ 工期の変更があった時点において、当初の費用について適正な見直しを申し入れて変更を行った。
27	・ 材料調達後の設計変更があり、不要な材料が発生したが、その転売先探しや処分などによる損失が生じた分を鋼材メーカーが負担した。	・ 設計変更に伴う、必要について、設計変更後に改めて費用について相談をし、適正な費用の負担について認められた。
28	・ 多頻度小口配送化により、従来から配送コストが増加しているにもかかわらず、従来からの配送コストが適用されてしまい、増加分を鋼材メーカーが被っている。	・ 実際にかかった配送コストを請求することで双方合意した。
29	・ 納入先事業者の人手不足等による工期延長に伴い、工程変更や在庫負担を余儀なくされるが、その負担分は補償されない。	・ 工程の変更や新たな在庫負担などによって生じた費用増加分について、追加で認められた。

NO	改善事例集	対応
・ 購入・利用強制の禁止（第4条1項6号）		
30	下請事業者が、親事業者からの受託事業以外の事業で使用する鋼材について、親事業者が下請業者に自社製材を使用しなければ不利益な取り扱いをする旨を示唆して受託事業を発注した。	購入・利用強制行為を行わないよう、社内関係者への徹底を図った。
・ 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条2項1号）		
31	材料が有償支給の場合、材料支給代の回収が加工費支払より早かった。	材料支給については、無償支給または回収・支払タイミングを合わせる（又は下請事業者持ちに切り替える）こととした。
・ 割引困難な手形の交付の禁止（第4条2項2号）		
32	商社経由の代金支払の場合に、商社がサイト120日超の支払手形を発行した。	介在する商社へ法遵守を再度徹底すると同時に定期的にアンケート調査を実施した。
・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条2項3号）		
33	下請事業者に対して、製鉄所構内の清掃作業等に労働力の無償提供を求めた。	提供を受けた労働力に見合う対価を支払った。
34	下請業者に対して、現在の取引を継続する条件として、海外での生産拠点設置と製品供給を要求した	取引の継続と海外進出は関連すべきものではなく、そのような要求を撤回し、取引を継続した。
・ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条2項4号）		
35	納品された物品に当初予定のなかった付属部品が必要となったため、下請事業者を出張させ、無償で装着させた。	付属部品装着に要した対価を支払った。

X. ガイドラインの周知

金属業における適正取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、メーカー、流通事業者等の「企業」、業種別の「団体」、経済産業省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正取引を推進するための体制を一層充実させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

(1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

①社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関連法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

②業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

関連の各業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、各業界を構成する幅広い企業を対象とした説明会を開催する等、積極的な周知徹底活動を実施することが必要である。

特に、金属業界においては、鉄鋼業を含め、規模の小さい企業も多く、社内教育体制も十分に整備されておらず、下請法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられる。こうした企業に対しても本ガイドラインの十分な周知がなされるよう、中小企業団体とも連携しつつ、周知徹底に努めていくことが必要である。

経済産業省等の行政機関においても、例えば、本ガイドラインで示された適正取引についての説明にあたっての担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各企業・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

(2) 定期的なフォローアップの実施

業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、経済産業省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

＜参考１＞「金属産業取引適正化ガイドライン」策定経緯

金属産業取引適正化ガイドラインは、平成２２年６月に策定された「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」を基礎としている。その策定及び改訂の経緯は以下のとおりである。

（策定時）

○検討体制

【座長】 細田孝一 神奈川大学法学部教授

【座長代理】 武田邦宣 大阪大学大学院法学研究科教授

【弁護士】 多田敏明（日比谷総合法律事務所）

【鉄鋼関係】

（製鋼関係）

- ・ 日本鉄鋼連盟
- ・ 普通鋼電炉工業会
- ・ 特殊鋼倶楽部

（鉄鋼流通加工関係）

- ・ 全国鉄鋼販売業連合会
- ・ 全国コイルセンター工業組合
- ・ 全国厚板シェアリング工業組合
- ・ 全国鐵構工業協会

（鉄鋼製品関係）

- ・ 線材製品協会
- ・ 日本磨棒鋼工業組合
- ・ 全日本一般缶工業団体連合会

（商社）

- ・ 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)
- ・ 住友商事(株)
- ・ 三井物産スチール(株)
- ・ (株)メタルワン

【非鉄金属関係】

（アルミニウム）

- ・ 日本アルミニウム協会

（伸銅）

- ・ 日本伸銅協会

（電線）

- ・ 日本電線工業会
- ・ 全日本電線販売業者連合会

（めっき）

- ・ 全国鍍金工業組合連合会

○開催経過

第1回 平成29年1月27日（金） アンケート結果の分析、論点整理、とりまとめ
案の審議

第2回 平成29年2月21日（火） とりまとめ

＜参考２＞「鉄鋼産業取引適正化ガイドライン」策定・改訂経緯

○検討体制

（製鋼関係）

- ・ 日本鉄鋼連盟
- ・ 普通鋼電炉工業会
- ・ 特殊鋼倶楽部
- ・ 新日鐵住金(株)
- ・ J F E スチール(株)
- ・ (株)神戸製鋼所
- ・ 日新製鋼(株)

（商社）

- ・ 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)
- ・ 住友商事(株)

（鉄鋼流通加工関係）

- ・ 全国鉄鋼販売業連合会
- ・ 全国コイルセンター工業組合
- ・ 全国厚板シェアリング工業組合

（鉄鋼製品関係）

- ・ 線材製品協会
- ・ 日本磨棒鋼工業組合
- ・ 全国十八リットル缶工業組合連合会
- ・ 全日本一般缶工業団体連合会
- ・ 全日本金属印刷工業協同組合連合会

○策定経緯

（策定時）平成２０年１０月～平成２１年２月

- ・ 日本鉄鋼連盟を事務局として取引ガイドライン検討WGを設置、検討を行った。
（メンバー：日本鉄鋼連盟、新日本製鐵、J F E スチール、神戸製鋼所、日新製鋼、経済産業省鉄鋼課）
- ・ 平成２０年１０月１６日（木）第１回WG
- ・ 平成２０年１０月３１日（金）第２回WG
- ・ 平成２１年 １月２９日（木）第３回WG

（第１回改訂）平成２５年１２月～平成２６年２月

- ・ 日本鉄鋼連盟を事務局としてWGを設置、検討を行った。

(メンバー：日本鉄鋼連盟、新日本製鐵、J F Eスチール、住友金属工業、神戸製鋼所、日新製鋼、伊藤忠丸紅鉄鋼、住友商事、経済産業省鉄鋼課)

- ・平成25年12月26日(木)第1回WG
- ・平成26年 2月6日(木)第2回WG

(第2回改訂)平成26年12月～平成27年2月

- ・日本鉄鋼連盟を事務局としてWGを設置、検討を行った。

(メンバー：日本鉄鋼連盟、新日鐵住金、J F Eスチール、神戸製鋼所、日新製鋼、伊藤忠丸紅鉄鋼、住友商事、経済産業省鉄鋼課。新たに普通鋼電炉工業会、特殊鋼倶楽部、鉄鋼流通加工関係団体、鉄鋼製品関係団体を追加。)

- ・平成26年12月12日(金)第1回WG
- ・平成27年 2月20日(金)第2回WG